

第3次山形市男女共同参画計画
いきいき山形男女共同参画プラン
平成29年度進捗状況調査報告書

平成30年10月

山形市男女共同参画推進本部

目 次

I	第3次プランの概要	1
II	第3次プラン体系図	2
III	第3次プラン 平成29年度進捗状況評価	
1	評価について	3
2	事務事業の実施状況及び取組み事務事業について	3
3	平成29年度 第3次プラン指標状況	4
4	平成29年度 第3次プラン進捗状況評価	6
5	平成29年度事務事業実施状況及び平成30年度取組み事務事業の報告について	19
	(1) 事務事業実施状況一覧	
	(2) 平成29年度実施事務事業及び 平成30年度取組み(予定)の事務事業	
IV	審議会等(法令及び条例に基づく附属機関)の女性委員比率	37

I 第3次プランの概要

1 経過

山形市では、平成23年に第2次「いきいき山形男女共同参画プラン」を策定、平成25年4月には山形市男女共同参画推進条例を施行し、全庁的な推進体制を図りながら、プラン目標に向けた総合的な取組みを進めてまいりました。

しかし、平成26年度に実施した「男女共同参画に関する意識・実態調査」では、職場や家庭、地域社会等の様々な場面において、性別による固定的役割分担意識や男女の不平等感は根強く残っていることが明らかになりました。

さらに、配偶者等からの暴力(DV)の顕在化や、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進など、男女共同参画社会の実現には未だ多くの課題があります。

このような状況のもと、これまでの取組状況を踏まえ、近年の社会動向の変化や法制度の改正に対応した第3次「いきいき山形男女共同参画プラン」を平成28年2月に策定しました。

2 期間

計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5ヶ年間としています。

3 対象事業

計画の対象となる事業は、「男女共同参画のまち山形」の実現に寄与すると考えられるもので、平成32年度までに「具体的施策」の達成に向けて担当課で主体的に実施することができる事業とし、「事務事業の内容」として示しました。

4 指標

計画の進捗状況を見るために、目標ごとに数値で表すことのできる18項目の指標を定め、平成32年度までの数値目標を掲げています。

5 計画の推進

計画に掲げる事業については、全庁的に取り組むものとしします。

なお、計画の着実な推進のために緊急又は新たな対応が必要になった場合には、計画に掲載されていない事業であってもすみやかに着手するとともに、計画への追加を行います。

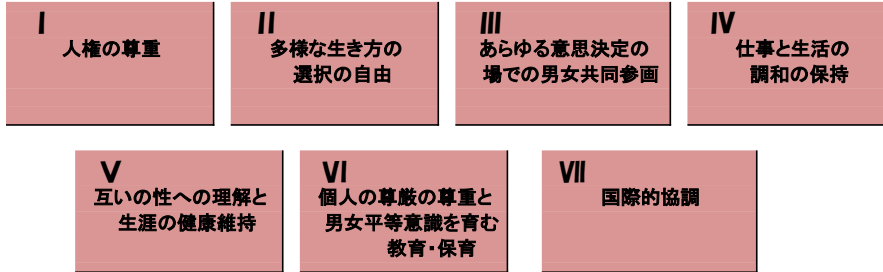
6 進捗状況の調査、評価、公表

「山形市男女共同参画推進条例」第10条(年次報告)の規定により、計画の進捗状況について、山形市男女共同参画推進本部において年1回全庁的な調査(市民・事業所の意識及び実態調査については5年に1度)を実施して評価を行い、山形市男女共同参画審議会に報告するとともに、これを公表します。

II 第3次プラン体系図

プランの目的 【男女共同参画のまち山形】の実現

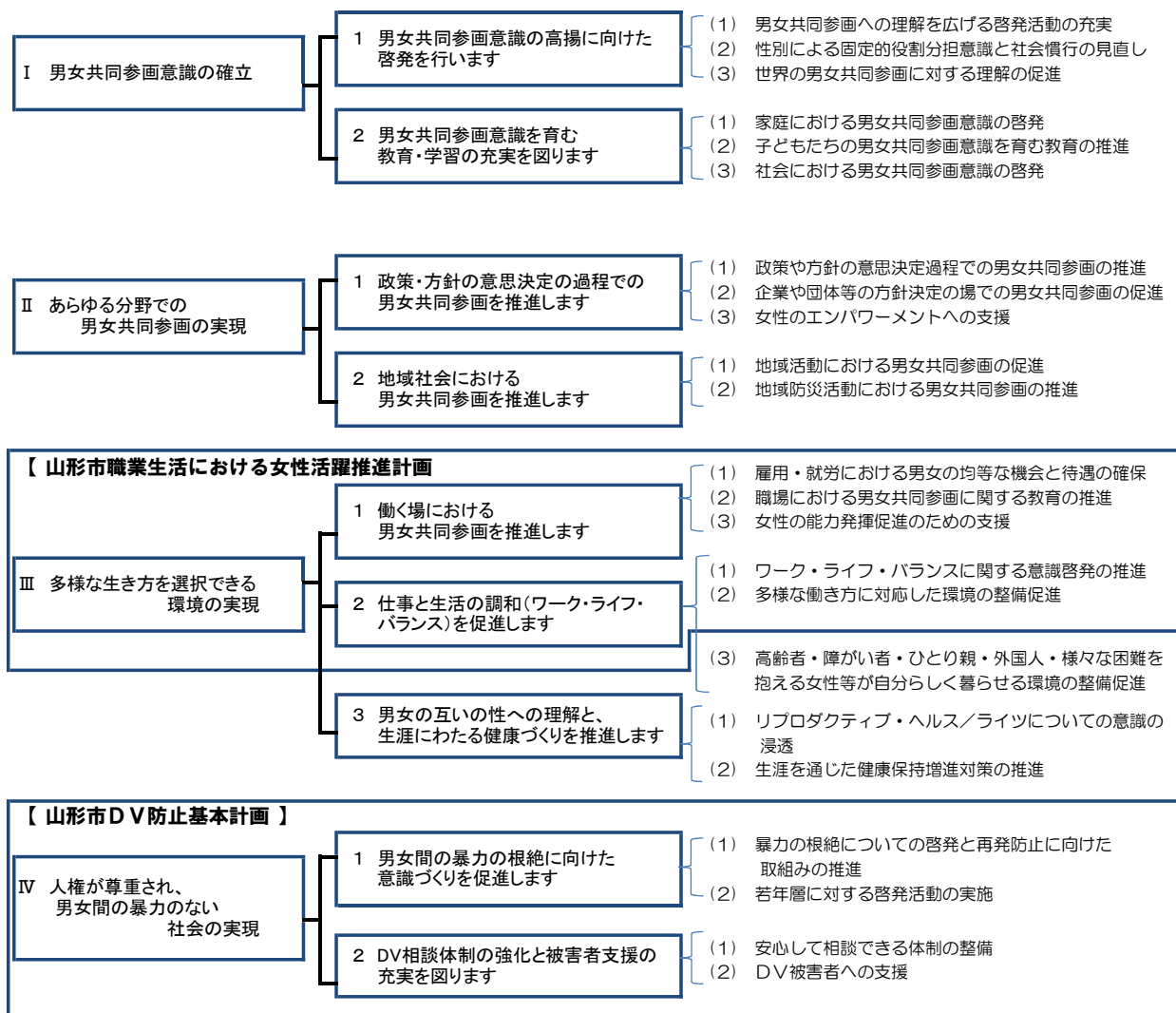
7つの基本理念



目標（めざす姿）

基本方針

施策の方向



Ⅲ 第3次プラン 平成29年度進捗状況評価

1 評価について

平成29年度の進捗状況評価は、数値で表すことのできる指標により行います。

それぞれの指標は、各目標の推進の度合いを示すものとみなし、指標とした項目の数値の増減とそれぞれの指標に掲げている数値目標への達成度合いにより評価を行います。

評価内容は、6ページ「4 平成29年度 第3次プラン進捗状況評価」のとおりです。

【評価内容の例】

指標5 市の審議会等における女性委員比率	計画時 (平成26年度)	直近値 (平成28年度)	現状値 (平成29年度)	目標値 (平成32年度)	達成状況
	28.8%	28.8%	29.2%	40%以上	○

指標番号と
指標名

【直近値】
前回調査した数値
(平成28年度の数値)

【目標値】
第3次プランで目標としている
数値 (平成32年度までに達成)

【計画時】
平成27年度に第3次プランを
策定した際、山形市の現状値と
して参考にした数値
(平成26年度の数値)

【現状値】
今回調査した数値
(平成29年度の数値)

【達成状況】
前回の調査と比較して、目標値に
近づいたか等を、◎印等で表記

2 事務事業の実施状況及び取組み事務事業について

指標及び評価の基となる平成28年度の具体的な事務事業の実施状況については、16ページ「5 平成29年度事務事業実施状況及び平成30年度取組み事務事業の報告について」のとおりです。

【評価方法の変遷】

年度	評価状況
平成14年度	事務事業に基づく文書による評価
平成15年度～ 平成16年度	事務事業に基づく3段階評価 (◎積極的に推進した、○推進した、△あまり推進しなかった)
平成17年度	指標による評価 (24項目)
平成18年度～ 平成22年度	指標による評価 数値目標あり (14項目)
平成23年度～ 平成27年度	指標による評価 数値目標あり (26項目)
平成28年度～ 平成32年度	指標による評価 数値目標あり (18項目)

3 平成29年度 第3次プラン指標状況

目標	指標		指標の説明	直近値 (平成28年度)	現状値 (平成29年度)	目標値 (平成32年度)	達成状況	担当課
Ⅰ 男女共同参画意識の確立	1	1	社会全体で男女平等と思う人の割合	18.2% (平成26年度)	—	25%以上	—	男女共同参画センター
	2	2	社会通念や慣習・しきたりで男性優遇と感じる人の割合	72.2% (平成26年度)	—	50%以下	—	男女共同参画センター
	3	3	男女共同参画に関する講座実施回数	47回	46回	45回	◎	男女共同参画センター
	4	4	男女共同参画センター会議室等利用率	65.0%	73.8%	60%以上	◎	男女共同参画センター
Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画の実現	5	1	市の審議会等における女性委員比率	28.8%	29.2%	40%以上	○	男女共同参画センター
	6	2	女性人材バンク登録者数	82人	67人	100人	△	男女共同参画センター
	7	3	女性人材バンク年間活用件数	73件	63件	100件	△	男女共同参画センター
	8	4	事業所の管理職に占める女性の割合	12.8% (平成26年度)	—	30%以上	—	男女共同参画センター
	9	5	山形市自主防災組織連絡協議会及び市が主催する防災講習会等の女性参加者比率	46.0%	37.5%	30%以上	◎	防災対策課
Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	10	1	男性の育児休業取得率(事業所)	4.4% (平成26年度)	—	13%以上	—	男女共同参画センター
	11	2	男性も育児・介護休業が取れることは賛成だが、実際は取りづらいと思う人の割合	76% (平成26年度)	—	50%以下	—	男女共同参画センター
	12	3	男性の1日平均家事時間0分の割合	24.9% (平成26年度)	—	10%以下	—	男女共同参画センター
	13	4	男性向け講座実施回数	2回	2回	年2回以上	◎	男女共同参画センター
	14	5	病児・病後児保育実施か所数	4か所	5か所	5か所	◎	こども保育課
	15	6	働く女性の講座実施回数	3回	3回	年3回以上	◎	男女共同参画センター

目標	指標		指標の説明	直近値 (平成28年度)	現状値 (平成29年度)	目標値 (平成32年度)	達成状況	担当課
IV 人権が 男女が 間の尊 重され ない社 会の実 現	16	1	DV防止講座実施回数	2回	5回	年4回以上	◎	男女共同参画センター
	17	2	DV相談窓口を知っている人の割合	69.5% (平成26年度)	—	80%以上	—	男女共同参画センター
	18	3	DV被害を相談した人の割合	30.4% (平成26年度)	—	50%以上	—	男女共同参画センター
	—	—	山形市におけるDV相談件数	山形市の窓口で受付したDV相談の延べ件数	304件	219件		

達成状況

◎: 目標値達成 ○: 前年度より目標値に近づいた △: 前年度より目標値から遠ざかった
□: 前年度と同値で目標値に到達せず —: 平成26年度調査実施(次回調査は平成31年度予定)のため比較できない

4 平成29年度 第3次プラン進捗状況評価

目標Ⅰ 男女共同参画意識の確立

固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣習が、社会に根強く残っている限り、男女間、世代間の意識の差は縮まりません。これを克服していくために、男女平等と共同参画への意識改革を目指す啓発や、教育、学習の充実を図り、男女共同参画について市民一人ひとりが理解を深め、誰もが個性や能力を十分に発揮できる社会を目指します。

また、国際社会における男女共同参画に関する情報の収集と提供を行い、世界の女性を取り巻く様々な問題や世界における男女共同参画の動きなどについて学習する機会を提供します。

指標1	計画時 (平成26年度)	直近値 (平成28年度)	現状値 (平成29年度)	目標値 (平成32年度)	達成 状況
社会全体で男女 平等と思う人の 割合	18.2% (平成26年度調査)		—	25%以上	—

指標の説明：社会全体でみた場合の男女平等になっていると思う市民の割合

(達成状況) ◎：目標値達成 ○：前年度より目標値に近づいた △：前年度より目標値から遠ざかった
□：前年度と同値で目標値に到達せず
—：平成26年度調査実施（次回調査は平成31年度予定）のため比較できない

【評価】

直近値は平成26年度に調査した数値で、平成29年度は調査していないため、確認ができません。

平成26年度実施の調査では、平成21年度実施調査と比較して平等意識の向上が見られましたが、目標値には達していません（H21調査14.2%→H26調査18.2%）。目標達成に向け、男女共同参画の意識啓発が必要です。

【参考：内閣府男女共同参画局 男女共同参画に関する世論調査結果（平成28年度）】

	男性の方が優遇 されている(※1)	平等	女性の方が優遇 されている(※2)
社会全体における男女の地位	74.2%	21.1%	3.0%

※1 男性優遇：「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の計

※2 女性優遇：「女性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の計

資料：内閣府男女共同参画局 平成28年度「男女共同参画社会に関する世論調査」

指標2	計画時 (平成26年度)	直近値 (平成28年度)	現状値 (平成29年度)	目標値 (平成32年度)	達成 状況
社会通念や慣習・ しきたりで男性 優遇とを感じる人の 割合	72.2% (平成26年度調査)		—	50%以下	—

指標の説明：社会通年や慣習・しきたりでの男女の立場は、男性優遇になっていると思う市民の割合
(達成状況) ◎：目標値達成 ○：前年度より目標値に近づいた △：前年度より目標値から遠ざかった
□：前年度と同値で目標値に到達せず
—：平成26年度調査実施（次回調査は平成31年度予定）のため比較できない

【評価】

直近値は平成26年度に調査した数値で、平成29年度は調査していないため、確認ができません。

【参考：内閣府男女共同参画局 男女共同参画に関する世論調査結果（平成28年度）】

	男性の方が優遇 されている(※1)	平等	女性の方が優遇 されている(※2)
社会通念・慣習・しきたりなど における男女の地位	70.4%	21.8%	3.2%

※1 男性優遇：「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の計
※2 女性優遇：「女性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の計

資料：内閣府男女共同参画局 平成28年度「男女共同参画社会に関する世論調査」

指標3	計画時 (平成26年度)	直近値 (平成28年度)	現状値 (平成29年度)	目標値 (平成32年度)	達成 状況
男女共同参画に 関する講座実施 回数	42回	47回	46回	45回	◎

指標の説明：男女共同参画課及び男女共同参画センターが実施する講座の開催回数
(達成状況) ◎：目標値達成 ○：前年度より目標値に近づいた △：前年度より目標値から遠ざかった
□：前年度と同値で目標値に到達せず
—：平成26年度調査実施（次回調査は平成31年度予定）のため比較できない

【評価】

前年度同様、目標を達成しています。引き続き、講座回数の確保に努めてまいります。

(内訳)

自主企画講座	33回	ワーク・ライフ・バランス講演会	1回
小中学生向け出前講座	2回	地域づくり講座	1回
市民企画講座	7回	女性人材バンク登録者研修会	1回
男女共同参画週間記念講座	1回	合計	46回

指標 4	計画時 (平成 26 年度)	直近値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 32 年度)	達成 状況
山形市男女共同 参画センター 会議室等利用率	55.6%	65.0%	73.8%	60%以上	◎

指標の説明：貸室及び講座等で男女共同参画センターの会議室が利用された割合

(達成状況) ◎：目標値達成 ○：前年度より目標値に近づいた △：前年度より目標値から遠ざかった

□：前年度と同値で目標値に到達せず

－：平成 26 年度調査実施（次回調査は平成 31 年度予定）のため比較できない

【評価】

平成 29 年度は、講座実施数の増加、男女共同参画センター使用登録団体数の増加等により、会議室等の利用率が上がって目標を達成しています。男女共同参画センターをより多くの方に利用していただけるよう、引き続き周知を図ってまいります。

目標Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画の実現

男女共同参画のまちづくりを進めていくためには、政策や方針決定の場に男女がともにかかわり、多様な価値観と発想を取り入れることが必要です。国際比較における日本のジェンダー・ギャップ指数評価は、144 か国中 114 位（2017 年）と大きく遅れており、政治・経済活動などの分野で女性の活躍が進まない現状を示しています。政策・方針の意思決定の過程と地域活動の場への男女共同参画を推進すると同時に、企業や団体等への啓発を図ります。

指標 5 市の審議会等における女性委員比率	計画時 (平成 26 年度)	直近値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 32 年度)	達成状況
	28.8%	28.8%	29.2%	40%以上	○

指標の説明：市の審議会等における女性委員の比率

- (達成状況) ◎：目標値達成 ○：前年度より目標値に近づいた △：前年度より目標値から遠ざかった
□：前年度と同値で目標値に到達せず
－：平成 26 年度調査実施（次回調査は平成 31 年度予定）のため比較できない

【評価】

女性委員の参画率は平成 28 年度から 0.4 ポイント上がりましたが、目標の 40%には達していません。各課への依頼を積極的に行い、女性委員の登用について啓発を行います。

【参考：非常時に活動するため委員の職が指定されている 3 審議会（山形市防災会議・山形市国民保護協議会・山形市水防協議会）を除いた女性委員の比率

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

調査対象年度	審議会			審議会委員		
	審議会総数	女性委員を含む審議会数	女性委員を含む審議会の割合 (%)	委員総数 (人)	女性委員数 (人)	女性委員比率 (%)
平成 29 年度	34	33	97.1	496	177	35.7

指標6 女性人材バンク 登録者数	計画時 (平成26年度)	直近値 (平成28年度)	現状値 (平成29年度)	目標値 (平成32年度)	達成 状況
	73人	82人	67人	100人	△

指標の説明：女性の参画を進めるための女性人材バンクに登録した人数

(達成状況) ◎：目標値達成 ○：前年度より目標値に近づいた △：前年度より目標値から遠ざかった

□：前年度と同値で目標値に到達せず

－：平成26年度調査実施（次回調査は平成31年度予定）のため比較できない

【評価】

平成29年度が女性人材バンクの登録更新時期にあっており、更新を希望しない方がいたことから、人数は67人と大幅に減少しました。ファースト大学修了生や各講座講師等へ積極的に周知し、新規登録につなげてまいります。

指標7 女性人材バンク 年間活用件数	計画時 (平成26年度)	直近値 (平成28年度)	現状値 (平成29年度)	目標値 (平成32年度)	達成 状況
	88件	73件	63件	100件	△

指標の説明：審議会等の委員や講座の講師等として女性人材バンク登録者を活用した年間の件数

(達成状況) ◎：目標値達成 ○：前年度より目標値に近づいた △：前年度より目標値から遠ざかった

□：前年度と同値で目標値に到達せず

－：平成26年度調査実施（次回調査は平成31年度予定）のため比較できない

【評価】

活用の内訳は、審議会等の委員28人、その他委員会等の委員が18人、講座講師等が17人でした。引き続き、庁内で人材バンクの活用を促す周知を行い、活用件数を増やす取り組みを行います。

山形市女性人材バンク

山形市女性人材バンクは、政策・意思決定の過程に女性の参画を進めることを目的として、山形市が平成11年に設置したものです。平成30年7月現在68名の方が登録しています。

庁内各課や国・県などに、審議会等の委員や講演会・講座・研修会の講師として推薦しており、広く登用・活用を呼び掛けています。

指標 8 事業所の管理職に 占める女性の割合	計画時 (平成 26 年度)	直近値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 32 年度)	達成 状況
	12.8% (平成 26 年度調査)		—	30%以上	—

指標の説明：市内事業所の管理職（課長級及び課長級より上位の役職にある労働者）に占める女性の割合

(達成状況) ◎：目標値達成 ○：前年度より目標値に近づいた △：前年度より目標値から遠ざかった

□：前年度と同値で目標値に到達せず

—：平成 26 年度調査実施（次回調査は平成 31 年度予定）のため比較できない

【評価】

直近値は平成 26 年度に調査した数値で、平成 29 年度は調査していないため、確認ができません。引き続き、国・県・関係機関と連携し、事業所に対して、女性の登用を働きかけていきます。

【参考：山形市役所管理職における女性職員の割合】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
管理職総数	200 人	193 人	200 人	191 人
うち女性	44 人	36 人	36 人	39 人
女性割合	22.0%	18.7%	18.0%	20.4%

山形市では、女性管理職の割合 30%以上（平成 36 年度）を女性活躍推進法の特定事業主行動計画（第 3 期あったか家族応援プログラム）の目標の一つとして設定し、女性職員のキャリア形成を支援するとともに、女性職員の職域の拡大及び管理・監督者への登用を推進しています。

指標 9 山形市自主防災 組織連絡協議会 及び市が主催する 防災講習会等の 女性参加者比率	計画時 (平成 26 年度)	直近値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 32 年度)	達成 状況
	2.5%	46.0%	37.5%	30%以上	◎

指標の説明：山形市自主防災組織連絡協議会及び市が主催する防災講習会等における女性参加者の割合

(達成状況) ◎：目標値達成 ○：前年度より目標値に近づいた △：前年度より目標値から遠ざかった

□：前年度と同値で目標値に到達せず

—：平成 26 年度調査実施（次回調査は平成 31 年度予定）のため比較できない

【評価】

女性のみを対象とした地域防災研修会を開催したことにより、目標値を達成しました。自主防災組織の育成強化と男女共同参画の推進を図るため、継続して実施してまいります。

目標Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現

少子高齢化の進行や核家族の増加などによって、家族の姿やライフスタイルの多様化が進んでいます。

だれもが、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、人生の各段階に応じて、仕事や家庭生活、地域・社会活動、個人の自己啓発など様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できるワーク・ライフ・バランスの推進と、多様な働き方、多様な考え方、多様な性、多様な生き方を互いに認め合い、尊重できる社会についての意識啓発を図ります。

また、目標Ⅲの基本方針1及び基本方針2の一部を「山形市職業生活における女性活躍推進計画」と位置づけ、職業生活を営む、または営もうとする女性の職業生活における活躍を推進します。

指標10 男性の育児休業 取得率（事業所）	計画時 （平成26年度）	直近値 （平成28年度）	現状値 （平成29年度）	目標値 （平成32年度）	達成 状況
	4.4% （平成26年度調査）		—	13%以上	—

指標の説明：山形市内事業所における男性従業員の育児休業取得率

- （達成状況）◎：目標値達成 ○：前年度より目標値に近づいた △：前年度より目標値から遠ざかった
□：前年度と同値で目標値に到達せず
—：平成26年度調査実施（次回調査は平成31年度予定）のため比較できない

【評価】

直近値は平成26年度に調査した数値で、平成29年度は調査していないため、確認ができません。

引き続き、国・県・関係機関と連携し、事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスや男性の家事・育児・介護等への参画に関する啓発を行ってまいります。

【参考：男性の育児休業取得率】

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
山形市役所	対象者数	34人	47人	52人	52人
	取得者数	1人	1人	5人	4人
	育児休業取得率	2.9%	2.1%	9.6%	7.7%
民間企業育児休業取得率(全国)		2.3%	2.65%	3.16%	

資料：山形市役所…職員課調査

民間企業…内閣府男女共同参画局「第4次男女共同参画計画における成果目標の動向」

山形市では、職員のワーク・ライフ・バランスを推進する「あったか家族応援プログラム」を策定しており、平成36年度の目標値を13%に設定して、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりを推進しています。

指標 1 1 男性も育児・介護休業 が取れることは賛成だ が、実際は取りづらい と思う人の割合	計画時 (平成 26 年度)	直近値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 32 年度)	達成 状況
	76.0% (平成 26 年度調査)		—	50%以下	—

指標の説明：男性も育児・介護休業を取ることに賛成だが、実際は取りづらいと感じる人の割合
(達成状況) ◎：目標値達成 ○：前年度より目標値に近づいた △：前年度より目標値から遠ざかった
□：前年度と同値で目標値に到達せず
—：平成 26 年度調査実施（次回調査は平成 31 年度予定）のため比較できない

【評価】

直近値は平成 26 年度に調査した数値で、平成 29 年度は調査していないため、確認ができません。
育児・介護休業を取得しやすい職場環境の整備に向けて、イクボス制度やワーク・ライフ・バラ
ンス等に関する啓発を行ってまいります。

指標 1 2 男性の 1 日平均 家事時間 0 分の 割合	計画時 (平成 26 年度)	直近値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 32 年度)	達成 状況
	24.9% (平成 26 年度調査)		—	10%以下	—

指標の説明：山形市の男性の 1 日平均家事時間 0 分の割合
(達成状況) ◎：目標値達成 ○：前年度より目標値に近づいた △：前年度より目標値から遠ざかった
□：前年度と同値で目標値に到達せず
—：平成 26 年度調査実施（次回調査は平成 31 年度予定）のため比較できない

【評価】

直近値は平成 26 年度に調査した数値で、平成 29 年度は調査していないため、確認ができません。
引き続き、国・県・関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランスや男性の家事・育児・介護等
への参画に関する啓発を行ってまいります。

【参考：6 歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間】

	平成 23 年度	平成 29 年度	国の目標値 (平成 32 年までに)
1 日当たりの 従事時間(※)	67 分	83 分	2 時間 30 分 (150 分)

※6 歳未満の子どもを持つ夫婦と子どもの世帯における、夫の 1 日当たりの「家事」「介護・
看護」及び「買い物」の合計時間（週全体平均）

資料：内閣府男女共同参画局「第 4 次男女共同参画計画における成果目標の動向」

指標 1 3 男性向け講座実施 回数	計画時 (平成 26 年度)	直近値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 32 年度)	達成 状況
	2 回	2 回	2 回	年 2 回以上	◎

指標の説明：男女共同参画課及び男女共同参画センターで実施した男性向け講座の回数
(達成状況) ◎：目標値達成 ○：前年度より目標値に近づいた △：前年度より目標値から遠ざかった
□：前年度と同値で目標値に到達せず
－：平成 26 年度調査実施（次回調査は平成 31 年度予定）のため比較できない

【評価】

平成 29 年度は、イクメン・カジメン講座、イクジイ講座の 2 講座を実施しました。今後も、男性が参加しやすい日時等を考慮しながら、男性の家事・育児・介護等への参画推進に向けた講座を実施してまいります。

指標 1 4 病児・病後児保育 実施か所数	計画時 (平成 26 年度)	直近値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 32 年度)	達成 状況
	3 か所	4 か所	5 か所	5 か所	◎

指標の説明：病児保育、病後児保育を実施している園の数
(達成状況) ◎：目標値達成 ○：前年度より目標値に近づいた △：前年度より目標値から遠ざかった
□：前年度と同値で目標値に到達せず
－：平成 26 年度調査実施（次回調査は平成 31 年度予定）のため比較できない

【評価】

現在、病児保育 1 か所、病後児保育 3 か所、病児・病後児保育 1 か所の合計 5 か所で病児・病後児保育を実施しており、目標を達成しています。

平成 31 年度中には、(仮)東部拠点保育所で病後児保育を実施予定です。

【参考：病児保育、病後児保育実施園一覧】

施設名	種別	備考
山形済生病院病児保育所 おひさまルーム	病児	定員 3 名
キンダーこども園	病後児	定員 4 名
はやぶさ保育園	病後児	定員 3 名
キンダー南館こども園	病後児	定員 4 名
市立病院済生館 ひなたぼっこ	病児 ・病後児	定員 6 名 (病児・病後児 各 3 名)

指標 15 働く女性の講座実 施回数	計画時 (平成 26 年度)	直近値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 32 年度)	達成 状況
	3 回	3 回	3 回	年 3 回以上	◎

指標の説明：男女共同参画課及び男女共同参画センターで実施した働く女性を対象とした講座の回数
(達成状況) ◎：目標値達成 ○：前年度より目標値に近づいた △：前年度より目標値から遠ざかった

□：前年度と同値で目標値に到達せず

－：平成 26 年度調査実施（次回調査は平成 31 年度予定）のため比較できない

【評価】

働く女性の講座は、年 3 回実施して目標を達成しており、計 44 名が受講しました。

女性の職業能力の向上と、再就職を希望する女性への支援等のため、引き続き、講座回数を確保し実施してまいります。

目標Ⅳ 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現

配偶者・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、ストーカー行為などの暴力は、重大な人権侵害であり、人間としての尊厳を傷つける行為です。市民への意識・実態調査では、配偶者や交際相手からの暴力の被害者の多くは女性であるものの、男性の被害者も存在しており、性別や年代を問わず、市民全体にかかわる大きな問題であることが分かります。

山形市では、プランの目標Ⅳを「山形市DV防止基本計画」と位置づけ、配偶者等に対する暴力の根絶に向けた啓発と被害者支援及び相談機関の連携強化に取り組みます。

指標 16 DV防止講座実施回数	計画時 (平成 26 年度)	直近値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 32 年度)	達成状況
	4 回	2 回	5 回	年 4 回以上	◎

指標の説明：男女共同参画課及び男女共同参画センターで実施したDV防止講座（出前講座含む）の回数

（達成状況）◎：目標値達成 ○：前年度より目標値に近づいた △：前年度より目標値から遠ざかった
□：前年度と同値で目標値に到達せず
－：平成 26 年度調査実施（次回調査は平成 31 年度予定）のため比較できない

【評価】

男女共同参画センターでのDV防止講座を3回、小・中学生向け出前講座を2校で実施し、目標を達成しています。若年層に向けた啓発の重要性が高まっている現状を踏まえて、引き続き、出前講座実施校の確保と、関係機関等との連携を図ってまいります。

指標 17 DV相談窓口を知っている人の割合	計画時 (平成 26 年度)	直近値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 32 年度)	達成状況
	69.5% (平成 26 年度調査)		—	80%以上	—

指標の説明：配偶者からの暴力について相談できる機関等を知っていると答えた人の割合

（達成状況）◎：目標値達成 ○：前年度より目標値に近づいた △：前年度より目標値から遠ざかった
□：前年度と同値で目標値に到達せず
－：平成 26 年度調査実施（次回調査は平成 31 年度予定）のため比較できない

【評価】

直近値は平成 26 年度に調査した数値で、平成 29 年度は調査していないため、確認ができません。

市施設の他、市内商業施設等（30 か所）にも相談窓口を記載したカードの設置を依頼し、相談窓口の周知に努めています。

指標 18 DV被害を相談 した人の割合	計画時 (平成 26 年度)	直近値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 32 年度)	達成 状況
		30.4% (平成 26 年度調査)		—	50%以上

指標の説明：DV被害経験ありと答えた人の割合から、「どこにも相談しなかった」「無回答」を除いた人の割合

(達成状況) ◎：目標値達成 ○：前年度より目標値に近づいた △：前年度より目標値から遠ざかった

□：前年度と同値で目標値に到達せず

—：平成 26 年度調査実施（次回調査は平成 31 年度予定）のため比較できない

【評価】

直近値は平成 26 年度に調査した数値で、平成 29 年度は調査していないため、確認ができません。

被害者やその周囲の人々が安心して相談できるよう、各相談窓口の一層の周知と、相談担当者の資質向上に努めます。

【参考：配偶者からの被害を相談した人の割合と相談窓口の認知度（内閣府調査）】

		平成 26 年度	平成 29 年度	国の目標値 (平成 32 年までに)
被害を相談した人の割合	女性	50.3%	57.6%	70%
	男性	16.6%	26.9%	30%
相談窓口の認知度	女性	50.3%	73.7%	男女とも 70%
	男性	16.6%	69.2%	

資料：内閣府男女共同参画局「第 4 次男女共同参画計画における成果目標の動向」

モニタリング数値

山形市における DV相談件数	計画時 (平成 26 年度)	直近値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 32 年度)	達成 状況
		426 件	304 件	219 件	

数値の説明：山形市の窓口で受付したDV相談の延べ件数

山形市におけるDV相談件数は、高い水準で推移しています。

一人ひとりの人権意識を高め、暴力を容認しない社会的風土を醸成し、若年層を始め、あらゆる年齢層を対象とした予防啓発と教育・学習の充実に取り組みます。

○ まとめ ○

平成29年度は、目標を達成した評価指標が7項目、前年度より目標値に近づいた評価指標が1項目、前年度より目標値から離れた評価指標が2項目となりました。

「病児・病後児保育実施か所数（指標14）」では、現在実施中の5か所に加え、平成31年度中にさらに1か所を実施予定です。家族の構成員が性別にかかわらず互いに協力しながら家事・育児・介護等を担うことができるよう、引き続き、多様な働き方を支援するための環境の整備を推進していく必要があります。

また、「市の審議会等における女性委員比率（指標5）」では、担当課において女性人材バンクの活用等による女性登用の推進を図った結果、微増ではありますが、平成30年3月31日現在の女性委員比率が29.2%と、12年ぶりに29%を超えました。今後も目標達成に向け、関係機関や団体に対し、女性の推薦を依頼する等、目標達成に向けたさらなる働きかけを行ってまいります。

平成29年4月には、機能の集約による男女共同参画施策の推進体制強化を図るため、男女共同参画課と男女共同参画センターを統合しました。統合の初年度である平成29年度は、人員の集中によるマンパワーの増を活かして、「ワーク・ライフ・バランス講演会」やDV防止啓発のウィンドディスプレイ、土日や夜間の講座開催などに取り組みました。

「男女共同参画のまち山形」の実現に向け、誰にどのような取組みを行えばよいかという点をいま一度協議し、より効果的な啓発に繋げてまいります。

○ 平成29年度進捗状況報告 ○

5 平成29年度事務事業実施状況及び平成30年度取組み事務事業の報告について

(1) 事務事業実施状況一覧

目標	基本方針		事務事業数
I 男女共同参画意識の確立	1 男女共同参画意識の高揚に向けた啓発を行います	(1) 男女共同参画への理解を広げる啓発活動の充実	4
		(2) 性別による固定的役割分担意識と社会慣行の見直し	4
		(3) 世界の男女共同参画に関する理解の促進	1
	2 男女共同参画意識を育む教育・学習の充実を図ります	(1) 家庭における男女共同参画意識の啓発	4
		(2) 子どもたちの男女共同参画意識を育む教育の推進	16
		(3) 社会における男女共同参画意識の啓発	4
II あらゆる分野での男女共同参画の実現	1 政策・方針の意思決定の過程での男女共同参画を推進します	(1) 政策や方針の意思決定過程での男女共同参画の推進	10
		(2) 企業や団体等の方針決定の場での男女共同参画の促進	2
		(3) 女性のエンパワーメントへの支援	6
	2 地域社会における男女共同参画を推進します	(1) 地域活動における男女共同参画の促進	8
		(2) 地域防災活動における男女共同参画の推進	7
III 多様な生き方を選択できる環境の実現	1 働く場における男女共同参画を推進します	(1) 雇用・就労における男女の均等な機会と待遇の確保	6
		(2) 職場における男女共同参画に関する教育の推進	4
		(3) 女性の能力発揮促進のための支援	7
	2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します	(1) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	4
		(2) 多様な働き方に対応した環境の整備促進	17
		(3) 高齢者・障がい者・ひとり親・外国人・様々な困難を抱える女性等が自分らしく暮らせる環境の整備促進	16
	3 男女の互いの性への理解と、生涯にわたる健康づくりを推進します	(1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての意識の浸透	11
		(2) 生涯を通じた健康保持増進対策の推進	13
	IV 人権が尊重され男女間の暴力のない社会の実現	1 男女間の暴力の根絶に向けた意識づくりを促進します	(1) 暴力の根絶についての啓発と再発防止に向けた取組みの推進
(2) 若年層に対する啓発活動の実施			7
2 DV相談体制の強化と被害者支援の充実を図ります		(1) 安心して相談できる体制の整備	8
		(2) DV被害者への支援	17
合計			194

(2) 平成29年度実施事務事業及び平成30年度取組み(予定)の事務事業

第3次 位置付	目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	平成29年度 実施事務事業	平成29年度 執行額 (千円)	平成30年度 取組み(予定)の事務事業	今後に向けての取組み	担当課
1 1 1 1	I 男女共同参画の意識の確立	男女共同参画意識の高揚に向けた啓発を行います	男女共同参画への理解を広げる啓発活動の充実	意識啓発に関する調査・研究の推進	・男女共同参画に関する市民意識調査の実施 ・男女共同参画に関する事業所意識調査の実施 ・女性問題研究者との連携と協力	・平成29年度実施なし(5年毎の調査)	—	・平成30年度実施なし(5年毎の調査)	・平成31年度実施予定	男女共同参画センター
1 1 1 2	I 男女共同参画の意識の確立	男女共同参画意識の高揚に向けた啓発を行います	男女共同参画への理解を広げる啓発活動の充実	男女共同参画センターの機能の充実	・男女共同参画センターにおける情報提供の充実	・男女共同参画意識を醸成するため、男女共同参画センターにおいて、学習・イベント・広報・市民活動支援・相談・情報収集提供・交流の7つの事業を実施する。	4,634	・男女共同参画意識を醸成するため、男女共同参画センターにおいて、学習・イベント・広報・市民活動支援・相談・情報収集提供・交流の7つの事業を実施する。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
1 1 1 3	I 男女共同参画の意識の確立	男女共同参画意識の高揚に向けた啓発を行います	男女共同参画への理解を広げる啓発活動の充実	多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進	・広報やまがた、テレビ広報、ラジオ広報などの積極的広報	・広報やまがたへの掲載、テレビ広報番組・ラジオ広報番組の放送	—	・広報やまがた、テレビ広報、ラジオ広報などで随時広報する【継続実施】	・依頼のあった際に、随時実施する	広報課
1 1 1 3	I 男女共同参画の意識の確立	男女共同参画意識の高揚に向けた啓発を行います	男女共同参画への理解を広げる啓発活動の充実	多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進	・広報やまがた、テレビ広報、ラジオ広報などでの積極的広報 ・男女共同参画情報紙による啓発	・一行詩募集や各講座募集についての広報を、チラシのほか、広報やまがた、山形市ホームページ、テレビ広報、SNSなどを利用して実施した。 ・市ホームページに男女共同参画情報紙「ぶらーな」及び男女共同参画センター情報紙「ファアラ」を掲載し、広報する。また、登録団体のほか関係機関等へ送付し啓発を図った。	—	・一行詩募集や各講座募集についての広報を、チラシのほか、広報やまがた、山形市ホームページ、テレビ広報、SNSなどを利用して実施する。 ・市ホームページに男女共同参画情報紙「ぶらーな」及び男女共同参画センター情報紙「ファアラ」を掲載し、広報する。また、登録団体のほか関係機関等へ送付し啓発を図る。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
1 1 2 1	I 男女共同参画の意識の確立	男女共同参画意識の高揚に向けた啓発を行います	性別による固定的役割分担意識と社会慣行の見直し	男女の意識改革の促進	・様々な機会における固定的性別役割分担意識の見直しの促進	・男女共同参画情報紙「ぶらーな」及び男女共同参画センター情報紙「ファアラ」により啓発を図った。 ・男女共同参画センターにおいて、イクメン・カジメン講座を開催するとともに、広く市民の啓発を図るため、WLB講演会を実施した。	1,309	・男女共同参画情報紙「ぶらーな」及び男女共同参画センター情報紙「ファアラ」により啓発を図る。 ・男女共同参画センターにおいて、イクメン・カジメン講座を開催するとともに、広く市民の啓発を図るため、WLB講演会を実施する。	・継続して実施する。	全庁
1 1 2 1	I 男女共同参画の意識の確立	男女共同参画意識の高揚に向けた啓発を行います	性別による固定的役割分担意識と社会慣行の見直し	男女の意識改革の促進	・男女の意識改革を促進する講座等の充実	・男女共同参画に関する講座を46回実施した。(受講者数計1,200名)	1,512	・男女共同参画に関する講座を45回以上実施する。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
1 1 2 2	I 男女共同参画の意識の確立	男女共同参画意識の高揚に向けた啓発を行います	性別による固定的役割分担意識と社会慣行の見直し	男女共同参画の視点に立った表現の浸透	・メディアなどにおける男女共同参画の視点を尊重した表現の促進	・山形市男女共同参画推進条例第8条において、パンフレット等を窓口や市役所1階の刊行物コーナーに設置し、配布を行った。	—	・山形市男女共同参画推進条例第8条において、パンフレット等を窓口や市役所1階の刊行物コーナーに設置し、配布を行う。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
1 1 3 1	I 男女共同参画の意識の確立	男女共同参画意識の高揚に向けた啓発を行います	世界の男女共同参画に関する理解の促進	世界の男女共同参画に対する理解の促進	・男女共同参画センターにおける世界の男女共同参画に関する学習機会の提供	・男女共同参画センターにおいて、世界の男女共同参画(ジェンダーを題材に日本と欧米諸国の女性議員数の差などをデータをもとに学習)に関する情報を取り入れた講座を実施した。(ファアラ大学第10期2年目第3回講座)	16	・世界の男女共同参画に関する情報を取り入れた講座を実施する。(回数等未定)	・継続して実施する。	男女共同参画センター
1 2 1 1	I 男女共同参画の意識の確立	男女共同参画意識を育む教育・学習の充実を図ります	家庭における男女共同参画意識の啓発	男女共同参画の視点に立った家庭教育講座の推進	・男女平等の内容、視点を取り入れた家庭教育講座の実施	・公民館が実施する社会教育事において、男女平等の視点を取り入れた家庭教育関連事業を実施した。 11事業 34講座 846人	205	・公民館が実施する社会教育事業において、男女平等の視点を取り入れた家庭教育関連事業を実施する。	・継続して実施する	社会教育青少年課

(2) 平成29年度実施事務事業及び平成30年度取組み(予定)の事務事業

第3次 位置付	目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	平成29年度 実施事務事業	平成29年度 執行額 (千円)	平成30年度 取組み(予定)の事務事業	今後に向けての取組み	担当課
1 2 1 1	I 男女共同参画の意識の確立	男女共同参画意識を育む教育・学習の充実を図ります	家庭における男女共同参画意識の啓発	男女共同参画の視点に立った家庭教育講座の推進	・男女平等の内容、視点を取り入れた家庭教育講座の実施	・男女共同参画に関する講座を46回実施した。(受講者数計1,200名)	1,512	・男女共同参画に関する講座を45回以上実施する。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
1 2 1 2	I 男女共同参画の意識の確立	男女共同参画意識を育む教育・学習の充実を図ります	家庭における男女共同参画意識の啓発	家庭教育に関する情報の提供と相談事業の充実	・小学生向け男女共同参画資料の作成・配布	・小学生向け男女共同参画資料「きらりかがやいて」、教師用「活用に向けて」を印刷し、児童および教職員に配布した。(対象：市内小学校2・4・6年生(2年生2,490部、4年生2,580部・6年生2,640部、活用に向けて560部))	363	・小学生向け男女共同参画学習資料「きらりかがやいて」、教師用「活用に向けて」を印刷し、児童および教職員に配布する。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
1 2 1 2	I 男女共同参画の意識の確立	男女共同参画意識を育む教育・学習の充実を図ります	家庭における男女共同参画意識の啓発	家庭教育に関する情報の提供と相談事業の充実	・男女共同参画センターにおける相談事業の充実	・男女共同参画センターにおいて、女性カウンセラーによる一般相談、弁護士による法律相談、助産師による女性の思春期から更年期までの相談等を実施した。(相談件数：453件)	2,413	・女性カウンセラーによる一般相談、弁護士による法律相談、助産師による女性の思春期から更年期までの相談等を実施する。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
1 2 2 1	I 男女共同参画の意識の確立	男女共同参画意識を育む教育・学習の充実を図ります	子どもたちの男女共同参画意識を育む教育の推進	男女共同参画の視点に立った教育の実施	・学校でのあらゆる教育活動における男女平等の推進	・学校の教育活動全体を通して、男女が互いに尊重し合い、公正な考えや判断の下、平等・対等な立場で交流ができるように指導している。	—	・学校の教育活動全体を通して、男女が互いに尊重し合い、公正な考えや判断の下、平等・対等な立場で交流ができるように指導する。	・校長会、教頭会等で指導する。	学校教育課
1 2 2 1	I 男女共同参画の意識の確立	男女共同参画意識を育む教育・学習の充実を図ります	子どもたちの男女共同参画意識を育む教育の推進	男女共同参画の視点に立った教育の実施	・小学校向け男女共同参画学習資料「きらりかがやいて」、教師用「活用に向けて」の活用	・小学校向け男女共同参画資料活用について推奨している。	—	・小学校向け男女共同参画資料活用について推奨する。	・研究会等で働きかける。	学校教育課
1 2 2 1	I 男女共同参画の意識の確立	男女共同参画意識を育む教育・学習の充実を図ります	子どもたちの男女共同参画意識を育む教育の推進	男女共同参画の視点に立った教育の実施	・小学生向け男女共同参画資料の作成	・小学生向け男女共同参画資料「きらりかがやいて」、教師用「活用に向けて」を印刷し、児童および教職員に配布した。(対象：市内小学校2・4・6年生(2年生2,490部、4年生2,580部・6年生2,640部、活用に向けて560部))	363	・小学生向け男女共同参画学習資料「きらりかがやいて」、教師用「活用に向けて」を印刷し、児童および教職員に配布する。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
1 2 2 1	I 男女共同参画の意識の確立	男女共同参画意識を育む教育・学習の充実を図ります	子どもたちの男女共同参画意識を育む教育の推進	男女共同参画の視点に立った教育の実施	・「男女共同参画に関する作品」への協力	・「男女共同参画に関する作品」募集に協力している。	—	・「男女共同参画に関する作品」募集に協力する。	・校長会、教頭会で働きかける。	学校教育課
1 2 2 1	I 男女共同参画の意識の確立	男女共同参画意識を育む教育・学習の充実を図ります	子どもたちの男女共同参画意識を育む教育の推進	男女共同参画の視点に立った教育の実施	・「男女共同参画に関する作品」の募集	・「男女共同参画に関する作品」(一行詩・写真)を募集したところ、総数2,088点の応募があり、優秀な作品を表彰した。一行詩部門応募数：中学・高校の部2,010件、大学・一般の部63件 写真部門応募数：15件	442	・「男女共同参画に関する作品」を募集し、表彰する。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
1 2 2 2	I 男女共同参画の意識の確立	男女共同参画意識を育む教育・学習の充実を図ります	子どもたちの男女共同参画意識を育む教育の推進	性別にとらわれない教育活動の推進	・市立保育園・児童館における男女混合名簿の実施	・市立保育園・児童館において男女混合名簿の作成や、男女別の習慣やイメージにとらわれない保育の展開、教材の使用を推奨した。	—	維持実施	維持実施	こども保育園
1 2 2 2	I 男女共同参画の意識の確立	男女共同参画意識を育む教育・学習の充実を図ります	子どもたちの男女共同参画意識を育む教育の推進	性別にとらわれない教育活動の推進	・性別にとらわれず、生徒の能力や個性を生かした進路指導の充実	・性別にとらわれず、色々なあそびや体験を通して、一人ひとりの発達を考慮しながら豊かな感性を育てている。	—	維持実施	維持実施	こども保育園

(2) 平成29年度実施事務事業及び平成30年度取組み(予定)の事務事業

第3次 位置付	目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	平成29年度 実施事務事業	平成29年度 執行額 (千円)	平成30年度 取組み(予定)の事務事業	今後に向けての取組み	担当課
1 2 2 2	I 男女共同参画の意識の確立	男女共同参画意識を育む教育・学習の充実を図ります	子どもたちの男女共同参画意識を育む教育の推進	性別にとらわれない教育活動の推進	・性別にとらわれず、生徒の能力や個性を生かした進路指導の充実 ・各小・中学校の実態に応じ、可能なものから男女混合名簿を実施	・学校教育活動全般において、男女の区別なく教育活動が行われている。 ・男女混合名簿については、小中学校合わせて12校が実施。	—	・学校教育活動全般において、男女の区別なく教育活動を行う。 ・可能な限り、男女混合名簿を取り入れる。	・教頭会、研修会で働きかける。	学校教育課
1 2 2 3	I 男女共同参画の意識の確立	男女共同参画意識を育む教育・学習の充実を図ります	子どもたちの男女共同参画意識を育む教育の推進	保育士・教職員を対象とした男女共同参画を深める研修の実施	・保育園、児童館職員を対象とした男女平等の理解を深める研修の実施	・男女平等の子育て、男女平等の保育内容について各職員で話合うなど園内研修を行った。	—	維持実施	維持実施	こども保育課
1 2 2 3	I 男女共同参画の意識の確立	男女共同参画意識を育む教育・学習の充実を図ります	子どもたちの男女共同参画意識を育む教育の推進	保育士・教職員を対象とした男女共同参画を深める研修の実施	・教職員を対象とした男女平等の理解を深める研修の実施 ・校長会・教頭会との連携強化	・校長会・教頭会と連携し、教職員に対する男女平等教育の推進を呼びかけている。	—	・校長会・教頭会と連携し、教職員に対する男女平等教育の推進する。	・教頭会、研修会で指導する。	学校教育課
1 2 2 4	I 男女共同参画の意識の確立	男女共同参画意識を育む教育・学習の充実を図ります	子どもたちの男女共同参画意識を育む教育の推進	保護者を対象とした男女共同参画の理解の促進	・保育園、児童館から保護者に向けた男女共同参画に関する情報の提供 ・保護者に対する啓発の促進	・保護者懇談会や個人面談等の中で男女平等について考える話題や情報を提案した。 ・園だより、クラスだより等のお便りや送迎時を利用して理解の促進に努めた。	—	維持実施	維持実施	こども保育課
1 2 2 4	I 男女共同参画の意識の確立	男女共同参画意識を育む教育・学習の充実を図ります	子どもたちの男女共同参画意識を育む教育の推進	保護者を対象とした男女共同参画の理解の促進	・保育園、児童館から保護者に向けた男女共同参画に関する情報の提供 ・保護者に対する啓発の促進	・男女共同参画センターにおいて実施した子育てに関する講座について、保育園、幼稚園等へチラシを送付し、情報提供を行った。	—	・子育てに関する講座について、保育園、幼稚園等へチラシを送付し、情報提供を行う。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
1 2 2 4	I 男女共同参画の意識の確立	男女共同参画意識を育む教育・学習の充実を図ります	子どもたちの男女共同参画意識を育む教育の推進	保護者を対象とした男女共同参画の理解の促進	・家庭教育資料の市のホームページへの掲載 ・保護者に対する啓発の促進 ・PTA活動における男女共同参画の促進	・「家族の一員としての役割」を記載した家庭教育資料を、市のホームページに記載して提供している。 ・保護者・PTA研修会等で、啓発活動を進めている。	—	・保護者・PTA研修会等で、啓発活動を進める。	・教頭会、研修会で働きかける。	学校教育課
1 2 3 1	I 男女共同参画の意識の確立	男女共同参画意識を育む教育・学習の充実を図ります	社会における男女共同参画意識の啓発	地域社会における啓発の推進	・公民館における、市民を対象とした講座の実施	・公民館が実施する社会教育事業において、男女共同参画に関する講座を実施した。 40事業 81講座 2,392人	675	・公民館の社会教育事業において、男女共同参画に関する講座を実施する。	・継続して実施する	社会教育青少年課
1 2 3 1	I 男女共同参画の意識の確立	男女共同参画意識を育む教育・学習の充実を図ります	社会における男女共同参画意識の啓発	地域社会における啓発の推進	・公民館・コミュニティセンターにおける、市民を対象とした講座の実施	・地域づくり講座を1回実施した。 (受講者13名)	10	・地域づくり講座を1回実施する。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
1 2 3 2	I 男女共同参画の意識の確立	男女共同参画意識を育む教育・学習の充実を図ります	社会における男女共同参画意識の啓発	生涯学習における男女共同参画の推進	・男女共同参画に関する講座の開催 ・大学と連携した男女平等学習の充実 ・「男女共同参画に関する作品」の募集及び表彰	・「男女共同参画に関する作品」(一行詩・写真)を募集したところ、総数2,088点の応募があり、優秀な作品を表彰した。 一行詩部門応募数: 中学・高校の部2,010件、大学・一般の部63件 写真部門応募数: 15件 ・男女共同参画意識を醸成するため、男女共同参画センターにおいて、学習・イベント・広報・市民活動支援・相談・情報収集提供・交流の7つの事業を実施した。	5,076	・「男女共同参画に関する作品」を募集し、表彰する。 ・男女共同参画意識を醸成するため、男女共同参画センターにおいて、学習・イベント・広報・市民活動支援・相談・情報収集提供・交流の7つの事業を実施する。	・継続して実施する。	男女共同参画センター

(2) 平成29年度実施事務事業及び平成30年度取組み(予定)の事務事業

第3次 位置付	目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	平成29年度 実施事務事業	平成29年度 執行額 (千円)	平成30年度 取組み(予定)の事務事業	今後に向けての取組み	担当課
2-1-1-1	Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画の実現	政策・方針の意思決定の過程での男女共同参画を推進します	政策や方針の意思決定過程での男女共同参画の推進	市政や行政に対する関心の喚起と男女共同参画の推進	・男女共同参画のまちづくりを推進するため、男女共同参画センター事業における市民団体、NPOとの連携	・男女共同参画センターにおいて、市民企画講座(市民団体が自主的に企画・運営する男女共同参画の形成に役立つ内容の講座へ市が費用を負担する)を行った。(7団体7講座、講座受講者:217名) ・男女共同参画に関する活動を行っている市民団体等に対し貸館を行い、市民団体等の活動を支援した。(件数:1,157件、利用者:12,803名)	263	・男女共同参画センターにおいて、市民企画講座(市民団体が自主的に企画・運営する男女共同参画の形成に役立つ内容の講座へ市が費用を負担する)を行う。(7団体7講座予定) ・男女共同参画に関する活動を行っている市民団体等に対し貸館を行い、市民団体等の活動を支援する。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
2-1-1-1	Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画の実現	政策・方針の意思決定の過程での男女共同参画を推進します	政策や方針の意思決定過程での男女共同参画の推進	市政や行政に対する関心の喚起と男女共同参画の推進	・各審議会等の開催についての公告 ・各審議会等議事録の情報公開窓口での閲覧及び市ホームページへの掲載	・審議会等の会議の開催を広く周知するため、会議開催の公告の写しを情報公開窓口において閲覧に供するとともに、市ホームページへ掲載した。(開催された会議:延べ422会議) ・審議会等の会議結果を周知するため、公開した審議会等の議事録等を情報公開窓口において閲覧に供するとともに、市ホームページへ掲載した。(公開した会議:延べ60会議)	—	・審議会等の会議の開催を広く周知するため、会議開催の公告の写しを情報公開窓口において閲覧に供するとともに、市ホームページへ掲載する。 ・審議会等の会議結果を周知するため、公開した審議会等の議事録等を情報公開窓口において閲覧に供するとともに、市ホームページへ掲載する。	・市民参加による開かれた市政を推進するため、継続して事業を実施する。	市民相談課
2-1-1-1	Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画の実現	政策・方針の意思決定の過程での男女共同参画を推進します	政策や方針の意思決定過程での男女共同参画の推進	市政や行政に対する関心の喚起と男女共同参画の推進	・まちづくり活動への女性の関心の喚起 ・自治・時事問題に関する学習事業の充実 ・議会、審議会への傍聴の促進	・ファーラ大学において、地方自治の学習を行った。 ・議会傍聴の促進を図った。	—	・ファーラ大学において、山形市のまちづくり、男女共同参画行政等の学習を行う。	・継続して実施する。	全庁
2-1-1-2	Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画の実現	政策・方針の意思決定の過程での男女共同参画を推進します	政策や方針の意思決定過程での男女共同参画の推進	市の審議会・委員会委員への女性の参画推進	・審議会等における女性委員の参画状況調査、積極的な起用の推進 ・山形市女性人材バンクの充実	・女性委員参画状況について調査を行い、審議会等を所管する所属に対し、積極的な女性委員の登用を呼びかけた。 (H30年3月31日現在29.2%) ・庁内グループウェア文書管理に、女性人材バンクの名簿の一部を掲載し、女性人材バンクの活用を促進した。(紹介件数:3件) ・審議会における女性委員の参画調査を行うとともに、女性を積極的に起用するよう山形市女性人材バンクの活用等の推進を図った。	—	・女性委員参画状況について調査を行い、審議会等を所管する所属に対し、積極的な女性委員の登用を呼びかける。 ・庁内グループウェア文書管理に、女性人材バンクの名簿の一部を掲載し、女性人材バンクの活用を促進する。 ・審議会における女性委員の参画調査を行うとともに、女性を積極的に起用するよう山形市女性人材バンクの活用等の推進を図る。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
2-1-1-2	Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画の実現	政策・方針の意思決定の過程での男女共同参画を推進します	政策や方針の意思決定過程での男女共同参画の推進	市の審議会・委員会委員への女性の参画推進	・審議会・委員会における女性委員比率の目標値40%の達成 ・公募制やクオータ制導入の検討 ・女性人材育成事業の充実 ・山形市女性人材バンクの活用	(環境課) ・山形市環境問題審議会における女性委員比率→44.4%(8人/18人)	—	(環境課) ・山形市環境問題審議会における女性委員比率→44.4%(8人/18人)	(環境課) 今後とも改選に伴う関係団体からの委員推薦にあたっては、女性を推薦していただくよう依頼し、女性委員の登用を積極的に推進していくことにより、この水準の維持に努める。	全庁
2-1-2-1	Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画の実現	政策・方針の意思決定の過程での男女共同参画を推進します	企業や団体等の方針決定の場での男女共同参画の促進	企業や各種機関・団体における男女共同参画状況調査の実施	・男女共同参画に関する事業所意識調査の実施・広報・活用【定期的に実施】	・平成29年度実施なし(5年毎の調査)	—	・平成30年度実施なし(5年毎の調査)	・平成31年度実施予定	男女共同参画センター
2-1-2-2	Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画の実現	政策・方針の意思決定の過程での男女共同参画を推進します	企業や団体等の方針決定の場での男女共同参画の促進	男女共同参画の啓発・促進	・国・県・関係機関の情報提供及び男女共同参画情報紙による企業や団体などにおける女性の活躍を推進するための啓発活動の実施	・男女共同参画情報紙「ぶらーな」及び男女共同参画センター情報紙「ファーラ」を関係機関・団体等へ送付し、情報提供した。 「ぶらーな」発行数:年2回発行・各3,600部 「ファーラ」発行数:年3回発行・各1,000部	635	・男女共同参画情報紙「ぶらーな」及び男女共同参画センター情報紙「ファーラ」を関係機関・団体等へ送付し、情報提供する。	・継続して実施する。	男女共同参画センター

(2) 平成29年度実施事務事業及び平成30年度取組み(予定)の事務事業

第3次 位置付	目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	平成29年度 実施事務事業	平成29年度 執行額 (千円)	平成30年度 取組み(予定)の事務事業	今後に向けての取組み	担当課
2122	II あらゆる分野での男女共同参画の実現	政策・方針の意思決定の過程での男女共同参画を推進します	企業や団体等の方針決定の場での男女共同参画の促進	男女共同参画の啓発・促進	・女性の職域拡大の啓発 ・女性の参画の促進	・市報、ホームページ、情報紙「ぶらーな」等を通して情報提供、啓発を図った。	429	・市報、ホームページ、情報紙「ぶらーな」等を通して情報提供、啓発を図る。	・継続して実施する。	全庁
2131	II あらゆる分野での男女共同参画の実現	政策・方針の意思決定の過程での男女共同参画を推進します	女性のエンパワメントへの支援	女性のエンパワメントに向けた人材育成事業の充実	・男女共同参画センターにおける女性のエンパワメントを図るための講座の開催 ・ファアラ大学による女性人材育成 ・山形市女性人材バンク登録者への研修会の実施	・男女共同参画センターにおいて、女性人材養成講座ファアラ大学(7回)を開催した。(受講者: 延べ65名) ・山形市女性人材バンク登録者への研修会を実施した。(受講者: 33名)	90	・女性人材養成講座ファアラ大学(7回)を開催する。 ・山形市女性人材バンク登録者への研修会を実施する。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
2131	II あらゆる分野での男女共同参画の実現	政策・方針の意思決定の過程での男女共同参画を推進します	女性のエンパワメントへの支援	女性のエンパワメントに向けた人材育成事業の充実	・女性農業者の社会参画及び経営参画を支援するための農業経営等に関する研修会、講演会の実施	・女性農業者の社会参画及び経営参画を支援するため、農業経営等に関する視察研修会(年1回: 参加者16名)を実施した。※視察先: 新田ファーマーズマーケット(米沢市)・フルール・ドゥ・ソレイユ(高畠町)・漆山果樹園(南陽市)・道の駅「川のみなと長井」(長井市)・東根市で北村果樹園・農産物加工を営む北村陽子氏を招き、講演会(年1回: 参加者15名)を実施した。	22	・更なる女性農業者の能力発揮と地位向上のため、また農業における新たな経営スタイルを知る場を提供するため、市内の女性農業者を募り、女性農業者のグループ活動や直売・加工の活動、農家レストラン等を見て知識・見聞を広げる研修を行う。 ・女性農業者の経営参画状況や情報交換及び加工・販売所の実践事例の学びの場を作る事を目的とした研修会を開催し、今後の意欲的かつ精力的な農業活動及び農業経営参画へ繋げていただく。	・「広報やまがた」「なんたっすやまがた」「山形市公式ホームページ」等を利用して幅広く参加者を募集し、農業経営への女性農業者の参画を促進する。	農政課
2132	II あらゆる分野での男女共同参画の実現	政策・方針の意思決定の過程での男女共同参画を推進します	女性のエンパワメントへの支援	男女共同参画を推進するリーダー養成のための研修事業の拡充	・男女共同参画センターにおけるリーダー養成講座の実施	・男女共同参画センターにおいて、女性人材養成講座ファアラ大学(7回)と、育児サークルリーダー研修会(3回)を実施した。ファアラ大学受講者: 延べ74名 育児サークルリーダー研修会受講者: 延べ33名	122	・女性人材養成講座ファアラ大学(7回)と、育児サークルリーダー研修会(3回)を実施する。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
2133	II あらゆる分野での男女共同参画の実現	政策・方針の意思決定の過程での男女共同参画を推進します	女性のエンパワメントへの支援	自主活動とネットワークづくりへの支援	・男女共同参画センター機能(情報提供・貸館・交流等)の充実 ・ファアラ大学受講者のネットワークづくりへの支援	・男女共同参画意識を醸成するため、男女共同参画センターにおいて、学習・イベント・広報・市民活動支援・相談・情報収集提供・交流の7つの事業を実施した。	4,634	・男女共同参画意識を醸成するため、男女共同参画センターにおいて、学習・イベント・広報・市民活動支援・相談・情報収集提供・交流の7つの事業を実施する。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
2211	II あらゆる分野での男女共同参画の実現	地域社会における男女共同参画を推進します	地域活動における男女共同参画の促進	男女共同参画に向けた地域活動への支援	・地域活動におけるあらゆる機会での積極的な啓発(コミュニティセンターを通して、地域への広報)	・コミュニティセンターを通した地域への広報	—	・コミュニティセンターを通して、地域への広報を随時行う【継続実施】	・依頼のあった際に、随時実施する	広報課
2211	II あらゆる分野での男女共同参画の実現	地域社会における男女共同参画を推進します	地域活動における男女共同参画の促進	男女共同参画に向けた地域活動への支援	・地域活動におけるあらゆる機会での積極的な啓発(公民館を通して、地域への広報)	・公民館が発行する公民館だよりに、男女共同参画に関する講座や啓発等の記事を掲載した。	—	・公民館をととして、全市や地域への男女共同参画に関する広報を実施する。	・継続して実施する	社会教育青少年課
2211	II あらゆる分野での男女共同参画の実現	地域社会における男女共同参画を推進します	地域活動における男女共同参画の促進	男女共同参画に向けた地域活動への支援	・地域活動におけるあらゆる機会での積極的な啓発(公民館・コミュニティセンターを通して、地域への広報)	・男女共同参画センターにおいて、男女共同参画週間(6月23日~29日)に合わせ、市役所1階エントランスホール、公民館(7箇所)、コミュニティセンター(5箇所)、山形市総合福祉センター1階、金融機関(2箇所)において男女共同参画に関するパネル展示を行った。	—	・男女共同参画センターにおいて、男女共同参画週間(6月23日~29日)に合わせ、市役所1階エントランスホール、公民館(7箇所)、コミュニティセンター(5箇所)、山形市総合福祉センター1階、金融機関(2箇所)において男女共同参画に関するパネル展示を行う。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
2211	II あらゆる分野での男女共同参画の実現	地域社会における男女共同参画を推進します	地域活動における男女共同参画の促進	男女共同参画に向けた地域活動への支援	・男女共同参画センターにおける育児サークルリーダー研修会の実施 ・市民企画講座、出前講座、ファアラ大学の実施	・男女共同参画センターにおいて、育児サークルリーダー研修会(3回)を実施した。また、ファアラ市民企画講座(7団体7講座)、女性人材養成講座ファアラ大学(7回)を実施した。(受講者延べ: 324名)	385	・育児サークルリーダー研修会(3回)を実施する。また、ファアラ市民企画講座(7団体7講座予定)、女性人材養成講座ファアラ大学(7回)を実施する。	・継続して実施する。	男女共同参画センター

(2) 平成29年度実施事務事業及び平成30年度取組み(予定)の事務事業

第3次 位置付	目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	平成29年度 実施事務事業	平成29年度 執行額 (千円)	平成30年度 取組み(予定)の事務事業	今後に向けての取組み	担当課
2-2-1-2	II あらゆる分野での男女共同参画の実現	地域社会における男女共同参画を推進します	地域活動における男女共同参画の促進	社会活動に男女がともに参画しやすい環境づくり	・消費者活動への男性参画の促進を図る消費者啓発・教育講座の開催	・「くらしの講座」を4回開催し、消費者教育を行った。 ・「消費生活出前講座」を112回開催し、消費者啓発及び教育を行った。	75	・「くらしの講座」を開催し、消費者教育を行う。 ・「消費生活出前講座」を開催し、消費者啓発及び教育を行う。	・「くらしの講座」の開催が決定したら、市報、市公式ホームページに掲載するとともに、公民館及びコミュニティセンターにチラシを設置し、周知を行い、男性参画の促進を図る。 ・「消費生活出前講座」のご案内を自治推進委員あてに送付し、申込みをしていただき、多くの地域住民の方から受講していただき、男性参画の促進を図る。	消費生活センター
2-2-1-2	II あらゆる分野での男女共同参画の実現	地域社会における男女共同参画を推進します	地域活動における男女共同参画の促進	社会活動に男女がともに参画しやすい環境づくり	・PTA活動における男女共同参画促進	・PTA活動において、男女の差なく参加する体制を促進した。	—	・PTA活動において、男女の差なく参加する体制を促進する。	・校長会、教頭会で働きかける。	学校教育課
2-2-1-2	II あらゆる分野での男女共同参画の実現	地域社会における男女共同参画を推進します	地域活動における男女共同参画の促進	社会活動に男女がともに参画しやすい環境づくり	・ボランティア、NPO活動に関する相談、情報提供の充実	・市民活動支援センターが、指定管理業務(H20～)を通じて継続実施した。また、企画調整課でもNPO認証業務や、コミュニティファンドをH20年度から運用し、今年度20団体に補助を実施した。(実施額を記載)センター登録343団体、山形市所管110法人	6,656	・市民活動支援センターが、指定管理業務(H30～H39)を通じて実施する。	・利用者からのアンケート等による利用者ニーズの分析を行い、利用者ニーズに対応できるセンターの運営に取り組んでいく。	企画調整課
2-2-2-1	II あらゆる分野での男女共同参画の実現	地域社会における男女共同参画を推進します	地域防災活動における男女共同参画の推進	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	・男女共同参画の視点に立った防災計画の策定 ・女性に配慮した災害用備蓄物資の整備 ・女性のニーズを反映した避難所の運営体制の整備	・防災会議への女性の推進を依頼。 ・女性に配慮した災害用備蓄物資の整備 ・市避難所運営委員会への女性の参加を促進する。	—	・防災会議への女性の推薦を依頼。 ・市避難所運営委員会への女性の参加を促進する。	・地域防災計画に女性参画に関する事項を規定し地域防災への女性の参画を推進する。	防災対策課
2-2-2-1	II あらゆる分野での男女共同参画の実現	地域社会における男女共同参画を推進します	地域防災活動における男女共同参画の推進	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	・男女共同参画の視点に立った防災計画の策定 ・女性に配慮した災害用備蓄物資の整備 ・女性のニーズを反映した避難所の運営体制の整備	・女性に配慮した災害用備蓄物資、避難所の運営体制など、他自治体の状況について情報を収集した。	—	・女性に配慮した災害用備蓄物資、避難所の運営体制など、他自治体の状況について情報を収集する。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
2-2-2-2	II あらゆる分野での男女共同参画の実現	地域社会における男女共同参画を推進します	地域防災活動における男女共同参画の推進	地域防災における男女共同参画の促進	・自主防災組織の育成強化と男女共同参画の推進	・女性を対象とした地域防災研修会 平成30年2月9日開催	10	・女性を対象とした地域防災研修会 平成31年2月開催予定	・研修会を継続開催し、女性の参画を推進する。	防災対策課
2-2-2-2	II あらゆる分野での男女共同参画の実現	地域社会における男女共同参画を推進します	地域防災活動における男女共同参画の推進	地域防災における男女共同参画の促進	・消防団女性消防隊の育成・参画	・事業所や町内会等の防災訓練、応急手当講習会に指導者として救急隊ともに参加し、救急講習を実施した。	—	・住民の救命率向上と地域防災における男女共同参画の推進を図るために、応急手当講習会や地域の防災訓練において、心肺蘇生の指導を行う。 ・県が実施する大学等での消防団加入促進イベントに参加する。	・継続実施	消防本部
2-2-2-2	II あらゆる分野での男女共同参画の実現	地域社会における男女共同参画を推進します	地域防災活動における男女共同参画の推進	地域防災における男女共同参画の促進	・地域の防災活動における男女共同参画のための啓発	・女性を対象とした「地域防災研修会」に対して支援を行った。 ・男女共同参画情報紙「ぶらーな」において防災について取り上げ、啓発を図った。	—	・女性を対象とした研修会への支援を行う。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
3-1-1-1	III 多様な生き方を選択できる環境の実現	働く場における男女共同参画を推進します	雇用・就労における男女の均等な機会と待遇の確保	雇用・就労における男女の均等な機会と待遇の確保 ・男女の雇用機会均等と待遇の平等についての啓発	・男女の雇用機会均等と待遇の平等についての情報提供 ・企業内研修のための情報提供や講師派遣事業の実施	・男女共同参画情報紙「ぶらーな」を関係機関・団体等に送付し、情報提供を行った。	429	・男女共同参画情報紙「ぶらーな」を関係機関・団体等に送付し、情報提供を行う。 ・企業・団体向け出前講座を実施する。	・継続して実施する。	男女共同参画センター

(2) 平成29年度実施事務事業及び平成30年度取組み(予定)の事務事業

第3次 位置付	目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	平成29年度 実施事務事業	平成29年度 執行額 (千円)	平成30年度 取組み(予定)の事務事業	今後に向けての取組み	担当課
3 1 1 1	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	働く場における男女共同参画を推進します	雇用・就労における男女の均等な機会と待遇の確保	雇用・就労における男女の均等な機会と待遇の確保	・国・県と連携した男女の雇用機会均等と待遇の平等についての啓発	・国等の担当部局の作成するポスターやチラシの、掲示、配布等の協力を行い啓発を図った。	—	・国等の担当部局の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い会へ津を図る。	・引き続き啓発を図る。	雇用創出課
3 1 1 1	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	働く場における男女共同参画を推進します	雇用・就労における男女の均等な機会と待遇の確保	雇用・就労における男女の均等な機会と待遇の確保	・女性の活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与	名簿更新年度でなかったため、無し	—	平成31、32年度競争入札参加者名簿が年度末頃に更新であるため、その資格審査にかかる発注者別評価点に次の項目を盛り込む予定。 ・正社員採用 ・女性技術者雇用 ・子育て支援、ワーク・ライフバランス	同左	管理住宅課
3 1 1 2	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	働く場における男女共同参画を推進します	雇用・就労における男女の均等な機会と待遇の確保	農林業就業者・自営業者における男女共同参画の推進	・家族経営協定の締結や畜産ヘルパー制度の普及促進 ・女性農業者の社会参画及び経営参画を支援するための農業経営等に関する研修会、講演会の実施	・畜産ヘルパー制度の実施状況 畜産農家のゆとりある経営・生活等を図るため、給餌・搾乳・ふん尿処理等の畜産ヘルパー事業に対して補助を行った。 実施農家数 19戸、ヘルパー数 4名、延べ利用時間 2,628時間	2,722	・畜産ヘルパー制度の実施予定 畜産農家のゆとりある経営・生活等を図るため、給餌・搾乳・ふん尿処理等の畜産ヘルパー事業に対して補助を行う。 実施農家数 17戸、ヘルパー数 4名 ・更なる女性農業者の能力発揮と地位向上のため、また農業における新たな経営スタイルを知る場を提供するため、市内の女性農業者を募り、女性農業者のグループ活動や直売・加工の活動、農家レストラン等を見て知識・見聞を広げる研修を行う。 ・女性農業者の経営参画状況や情報交換及び加工・販売所の実践事例の学びの場を作る事を目的とした研修会を開催し、今後の意欲的かつ精力的な農業活動及び農業経営参画へ繋げていただく。	・農家が年中無休で働かざるを得ない現状を脱却し、ゆとりある経営と日常生活を営む上で必要不可欠であるため、継続して支援に取り組んでいきたい。 ・「広報やまがた」「なんたっすやまがた」「山形市公式ホームページ」等を利用して幅広く参加者を募集し、農業経営への女性農業者の参画を促進する。	農政課
3 1 1 2	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	働く場における男女共同参画を推進します	雇用・就労における男女の均等な機会と待遇の確保	農林業就業者・自営業者における男女共同参画の推進	・国・県と連携した商工業自営業者の就業環境の改善	・国等の担当部局の作成するポスターやチラシの、掲示、配布等の協力を行い啓発を図った。	—	・国等の担当部局の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い会へ津を図る。	・引き続き啓発を図る。	雇用創出課
3 1 1 3	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	働く場における男女共同参画を推進します	雇用・就労における男女の均等な機会と待遇の確保	非正規雇用等における雇用環境の整備	・国・県と連携したパートタイム労働法、労働者派遣法、家内労働法、最低賃金法等の法的権利に関する啓発	・国等の担当部局の作成するポスターやチラシの、掲示、配布等の協力を行い啓発を図った。	—	・国等の担当部局の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い会へ津を図る。	・引き続き啓発を図る。	雇用創出課
3 1 1 3	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	働く場における男女共同参画を推進します	雇用・就労における男女の均等な機会と待遇の確保	非正規雇用等における雇用環境の整備	・パートタイム労働者・派遣労働者等の労働条件に関する相談及び情報提供	・国等の担当部局の作成するポスターやチラシの、掲示、配布等の協力を行い啓発を図った。	—	・国等の担当部局の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い会へ津を図る。	・引き続き啓発を図る。	雇用創出課
3 1 2 1	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	働く場における男女共同参画を推進します	職場における男女共同参画に関する教育の推進	ハラスメント防止に向けた啓発	・国・県と連携したハラスメント防止に向けた情報提供	・国等の担当部局の作成するポスターやチラシの、掲示、配布等の協力を行い啓発を図った。	—	・国等の担当部局の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い会へ津を図る。	・引き続き啓発を図る。	雇用創出課
3 1 2 1	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	働く場における男女共同参画を推進します	職場における男女共同参画に関する教育の推進	ハラスメント防止に向けた啓発	・国・県と連携したハラスメント防止に向けた情報提供	・山形市男女共同参画推進条例第7条に基づいて、パンフレット等を窓口及び本庁1階の刊行物コーナーに設置し、配布を行った。	—	・山形市男女共同参画推進条例第7条に基づいて、パンフレット等を窓口及び本庁1階の刊行物コーナーに設置し、配布を行う。	・継続して実施する。	男女共同参画センター

(2) 平成29年度実施事務事業及び平成30年度取組み(予定)の事務事業

第3次 位置付	目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	平成29年度 実施事務事業	平成29年度 執行額 (千円)	平成30年度 取組み(予定)の事務事業	今後に向けての取組み	担当課
3122	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	働く場における男女共同参画を推進します	職場における男女共同参画に関する教育の推進	性的役割分担や職場慣行の改善に向けた啓発	・事業所に対する男女共同参画情報紙による情報の提供及び研修会等の実施	・男女共同参画情報紙「ぶらーな」を関係機関・団体等に送付し、情報提供を行った。	429	・男女共同参画情報紙「ぶらーな」を関係機関・団体等に送付し、情報提供を行う。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
3122	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	働く場における男女共同参画を推進します	職場における男女共同参画に関する教育の推進	性的役割分担や職場慣行の改善に向けた啓発	・国・県と連携した性別役割分担や職場慣行の改善に向けた啓発	・国等の担当部局の作成するポスターやチラシの、掲示、配布等の協力を行い啓発を図った。	—	・国等の担当部局の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い会へ津を図る。	・引き続き啓発を図る。	雇用創出課
3131	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	働く場における男女共同参画を推進します	女性の能力発揮促進のための支援	職業能力開発の学習機会の拡充	・男女共同参画センターにおける職業能力開発講座の開催	・男女共同参画センターにおいて、働く女性の講座(3回)を実施した。 (受講者:44名)	54	・働く女性の講座(3回)を実施する。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
3131	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	働く場における男女共同参画を推進します	女性の能力発揮促進のための支援	職業能力開発の学習機会の拡充	・働く女性の家における職業生活技術に関する各種事業の実施	・職業生活技術に関する講座を3講座(3回)実施した。	—	・職業生活技術に関する講座を3講座(計3回)を実施予定である。	・引き続き、広報やまがたや市ホームページ等にて、広く周知する。	福祉文化センター
3131	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	働く場における男女共同参画を推進します	女性の能力発揮促進のための支援	職業能力開発の学習機会の拡充	・関係団体における職業能力開発の学習機会の拡充	・国等の担当部局の作成するポスターやチラシの、掲示、配布等の協力を行い啓発を図った。	—	・国等の担当部局の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い会へ津を図る。	・引き続き啓発を図る。	雇用創出課
3132	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	働く場における男女共同参画を推進します	女性の能力発揮促進のための支援	情報提供と相談体制の整備	・雇用総合相談窓口の情報提供の充実	・情報提供のために、情報の収集に努めた。	—	・情報提供のために、情報の収集に努める。	・引き続き情報提供に努める。	雇用創出課
3132	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	働く場における男女共同参画を推進します	女性の能力発揮促進のための支援	情報提供と相談体制の整備	・雇用総合相談窓口の情報提供の充実	・雇用相談窓口についてのパンフレット等を男女共同参画課及び男女共同参画センターの窓口や本庁1階の刊行物コーナーに設置し情報提供を行った。	—	・雇用相談窓口についてのパンフレット等を男女共同参画センターの窓口や本庁1階の刊行物コーナーに設置し情報提供を行う。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
3132	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	働く場における男女共同参画を推進します	女性の能力発揮促進のための支援	情報提供と相談体制の整備	・男女共同参画情報紙による女性の起業等多様な働き方に対する情報提供	・男女共同参画情報紙「ぶらーな」を年2回、男女共同参画センター情報紙「ファアラ」を年3回発行し、関係機関・団体等に送付して情報提供を行った。	635	・男女共同参画情報紙「ぶらーな」を年3回、男女共同参画センター情報紙「ファアラ」を年3回発行し、関係機関・団体等に送付して情報提供を行う。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
3132	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	働く場における男女共同参画を推進します	女性の能力発揮促進のための支援	情報提供と相談体制の整備	・起業に関する情報提供の実施	・起業相談において、より充実した情報提供が行えるよう、情報の収集に努めた。	—	・起業相談において、より充実した情報提供が行えるよう、情報の収集に努める。	・引き続き情報提供に努める。	雇用創出課
3211	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及啓発	・国・県と連携したワーク・ライフ・バランスの啓発	・国等の担当部局の作成するポスターやチラシの、掲示、配布等の協力を行い啓発を図った。	—	・国等の担当部局の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い会へ津を図る。	・引き続き啓発を図る。	雇用創出課

(2) 平成29年度実施事務事業及び平成30年度取組み(予定)の事務事業

第3次 位置付	目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	平成29年度 実施事務事業	平成29年度 執行額 (千円)	平成30年度 取組み(予定)の事務事業	今後に向けての取組み	担当課
3 2 1 1	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及啓発	・国・県と連携したワーク・ライフ・バランスの啓発	・男女共同参画情報紙「ぶらーな」を年2回、男女共同参画センター情報紙「ファーラ」を年3回発行し、関係機関・団体等に送付して情報提供を行った。	635	・男女共同参画情報紙「ぶらーな」を年3回、男女共同参画センター情報紙「ファーラ」を年3回発行し、関係機関・団体等に送付して情報提供を行う。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
3 2 1 2	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	看護休暇制度の普及促進	・国・県と連携した看護休暇制度の啓発	・国等の担当部局の作成するポスターやチラシの、掲示、配布等の協力を行い啓発を図った。	—	・国等の担当部局の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い会へ津を図る。	・引き続き啓発を図る。	雇用創出課
3 2 1 3	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	育児・介護休業制度の普及促進	・国・県と連携した育児・介護休業制度の啓発	・国等の担当部局の作成するポスターやチラシの、掲示、配布等の協力を行い啓発を図った。	—	・国等の担当部局の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い会へ津を図る。	・引き続き啓発を図る。	雇用創出課
3 2 1 4	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	休業制度利用実態調査及び男性に対する制度利用の促進	・休業制度利用実態調査(事業所の意識及び実態調査)の実施	・平成29年度実施なし(5年毎の調査)	—	・平成30年度実施なし(5年毎の調査)	・平成31年度実施予定	男女共同参画センター
3 2 2 1	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します	多様な働き方に対応した環境の整備促進	ワーク・ライフ・バランスを可能にする就労環境の整備	・企業・関係団体に対するイクボス制度の周知・啓発	・市役所管理職によるイクボス宣言を実施し、併せて、宣言書を所属内に掲示することで、職員への意識付けを行った。 ・市報、ホームページ、情報紙「ぶらーな」等を通して情報提供、啓発を図った。	429	・市役所管理職によるイクボス宣言を実施する。 ・市報、ホームページ、情報紙「ぶらーな」等を通して情報提供、啓発を図る。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
3 2 2 1	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します	多様な働き方に対応した環境の整備促進	ワーク・ライフ・バランスを可能にする就労環境の整備	・国・県と連携した労働時間短縮・有給休暇取得に向けての啓発	・国等の担当部局の作成するポスターやチラシの、掲示、配布等の協力を行い啓発を図った。	—	・国等の担当部局の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い会へ津を図る。	・引き続き啓発を図る。	雇用創出課
3 2 2 1	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します	多様な働き方に対応した環境の整備促進	ワーク・ライフ・バランスを可能にする就労環境の整備	・国・県と連携した労働時間短縮・有給休暇取得に向けての啓発	・国等の担当部局の作成するポスターやチラシの、掲示、配布等の協力を行い啓発を図った。	—	・国等の担当部局の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い会へ津を図る。	・引き続き啓発を図る。	男女共同参画センター
3 2 2 2	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します	多様な働き方に対応した環境の整備促進	利用者の多様な需要に対応した保育サービスの整備	・利用者の多様な需要に対応した保育サービスの整備 ・一時預かり ・延長保育 ・病児・病後児保育 ・ファミリー・サポート・センター	・国等の担当部局の作成するポスターやチラシの、掲示、配布等の協力を行い啓発を図った。	—	・国等の担当部局の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い会へ津を図る。	・引き続き啓発を図る。	こども保育課
3 2 2 2	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します	多様な働き方に対応した環境の整備促進	利用者の多様な需要に対応した保育サービスの整備	・利用者の多様な需要に対応した保育サービスの整備 ・放課後児童クラブ	・放課後児童健全育成事業業務委託(61クラブ)(69支援の単位) ・放課後児童クラブ環境整備事業(5クラブ)	①466,909 ②64,158	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の基準に適合するよう放課後児童クラブの環境整備を推進する。 ・放課後児童クラブの適正な運営を継続して支援する。	環境整備のため、市有施設及び民間施設を活用し、8クラブの新設、1クラブの支援単位分割を進めていく。	こども福祉課
3 2 2 2	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します	多様な働き方に対応した環境の整備促進	利用者の多様な需要に対応した保育サービスの整備	・事業所内託児所設置促進のための働きかけ	・雇用主に対する事業所内託児施設設備促進のための働きかけ ・子育て支援事業費補助金による運営に対する支援	2,454	維持実施	維持実施	こども保育課

(2) 平成29年度実施事務事業及び平成30年度取組み(予定)の事務事業

第3次 位置付	目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	平成29年度 実施事務事業	平成29年度 執行額 (千円)	平成30年度 取組み(予定)の事務事業	今後に向けての取組み	担当課
3 2 2 3	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します	多様な働き方に対応した環境の整備促進	家事・育児・介護への男女共同参画の促進	・ママ・パパ教室の実施 ・思春期保健支援教育の実施	・ママ・パパ教室は12回実施し、参加者は1299人(内夫の参加は608人) ・思春期保健支援教育 ・離乳食教室は年12回実施、参加者323名。(内夫の参加は29名)	—	・ママ・パパ教室の実施 ・思春期保健支援教育の実施 ・離乳食教室の実施、	・継続して実施する。	健康課
3 2 2 3	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します	多様な働き方に対応した環境の整備促進	家事・育児・介護への男女共同参画の促進	・男女共同参画にちなんだ日や週間の設定による広報・啓発の促進 ・男性を対象とした家事・育児・介護等に関する講座の実施	・男女共同参画センターにおいて、イクメン・カジメン講座(1回)、イクジイ講座(1回)を実施した。(受講者:19名)	28	・イクメン・カジメン講座(1回)、イクジイ講座(1回)を実施する。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
3 2 2 3	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します	多様な働き方に対応した環境の整備促進	家事・育児・介護への男女共同参画の促進	・地域における子育て支援の環境づくりを進める家庭教育講座の実施	・公民館が実施する社会教育事業において、子ども育成事業を実施した。 31事業 93講座 2,387人	647	・公民館が実施する社会教育事業において、子ども育成事業を実施する。	・継続して実施する	社会教育青少年課
3 2 2 3	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します	多様な働き方に対応した環境の整備促進	家事・育児・介護への男女共同参画の促進	・催事や研修会等における託児の充実	・男女共同参画センターにおいて、46講座のうち、36講座を託児つき講座とした。	192	・実施する講座について、原則託児付き講座とする。	・継続して実施する。	全庁
3 2 3 1	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します	高齢者・障がい者・ひとり親・外国人・様々な困難を抱える女性等が自分らしく暮らせる環境の整備促進	ひとり親家庭への自立支援	・母子父子自立支援員の配置 ・自立支援に向けた各種制度の相談及び周知 ・母子生活支援施設との連携	・母子父子自立支援員(女性相談員と兼務)を1名配置し、各種制度の相談及び周知を行うとともに、母子生活支援施設と連携し、ひとり親家庭の自立支援を行った。 ・延相談員965名	24,736	・維持実施	・平成31年度より母子父子自立支援員を増員し、体制強化を図る。	こども保育課
3 2 3 1	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します	高齢者・障がい者・ひとり親・外国人・様々な困難を抱える女性等が自分らしく暮らせる環境の整備促進	ひとり親家庭への自立支援	・児童扶養手当、健やか教育手当の支給	①児童扶養手当の支給、多子加算額増額 ②健やか教育手当の支給	①850,533 ②40,045	①両親または父母の一方がいない状態にある児童の生活の安定と健やかな成長を図るため児童扶養手当の支給を継続する。 ②両親または父母の一方がいない状態にある児童の教育・福祉の増進のため、山形市健やか教育手当の支給を継続する。	・現行制度を継続して実施する。 ・児童扶養手当の制度改正があれば、適切に対応する。	こども福祉課
3 2 3 1	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します	高齢者・障がい者・ひとり親・外国人・様々な困難を抱える女性等が自分らしく暮らせる環境の整備促進	ひとり親家庭への自立支援	・親子すこやか医療の給付	・ひとり親家庭等に医療費の給付(H30.3末3,107人、45,778件)	136,582	・ひとり親家庭等の医療費を無料化し、保健の向上と生活の安定を図る。(対象要件有り)	・継続して事業を実施する。	こども福祉課
3 2 3 2	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します	高齢者・障がい者・ひとり親・外国人・様々な困難を抱える女性等が自分らしく暮らせる環境の整備促進	高齢者及び障がいを持つ人の社会参画活動の促進と自立支援	・社会参加促進事業の実施	・社会参加促進事業の実施(①障がい者スポーツ大会・教室開催等事業、②自動車運転免許取得・改造助成事業、③福祉タクシー・給油券利用助成)【継続実施】 ・障がいをもつ人へのホームヘルプサービス等の福祉サービスの整備【継続実施】	①470 ②1,473 ③42,460 3,172,271	・社会参加促進事業の実施 ・障がいを持つ人への福祉サービスの充実	・社会参加促進事業の実施(障がい者スポーツ大会・教室開催等事業、自動車運転免許取得・改造助成事業、福祉タクシー・給油券利用助成)【継続実施】 ・障がいをもつ人へのホームヘルプサービス等の福祉サービスの整備【継続実施】	障がい福祉課

(2) 平成29年度実施事務事業及び平成30年度取組み(予定)の事務事業

第3次 位置付	目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	平成29年度 実施事務事業	平成29年度 執行額 (千円)	平成30年度 取組み(予定) の事務事業	今後に向けての取組み	担当課
3 2 3 2	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します	高齢者・障がい者・ひとり親・外国人・様々な困難を抱える女性等が自分らしく暮らせる環境の整備促進	高齢者及び障がいを持つ人の社会参加活動の促進と自立支援	・老人クラブ連合会に対する補助	・高齢者の生きがいがづくりや、社会参加機会の充実及び健康増進をめざし、市内の単位老人クラブの活動の活性化を図るため、その活動の推進母体である山形市老人クラブ連合会に対し補助金を交付した(山形市老人クラブ連合会補助金)	279	・老人クラブ連合会に対する補助【継続実施】	・継続実施	長寿支援課
3 2 3 2	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します	高齢者・障がい者・ひとり親・外国人・様々な困難を抱える女性等が自分らしく暮らせる環境の整備促進	高齢者及び障がいを持つ人の社会参加活動の促進と自立支援	・高齢者の生きがいがづくり、社会参加の場をつくるための高齢者講座の実施	・公民館が実施する社会教育事業において、高齢者の社会参加の促進を目指した、生きがいが健康づくりに関する高齢者教室等を実施した。16事業 154講座 3,285人	452	・公民館が実施する社会教育事業において、高齢者の社会参加の促進を目指した、生きがいが健康づくりに関する高齢者教室等を実施した。	・継続して実施する	社会教育青少年課
3 2 3 3	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します	高齢者・障がい者・ひとり親・外国人・様々な困難を抱える女性等が自分らしく暮らせる環境の整備促進	外国人市民に対する支援と多文化共生の意識の高揚づくり	・外国人市民に対する相談の実施及び情報提供 ・国際交流活動を行う市民等への支援	・在住外国人に対して、市役所での手続きや日常生活での悩み、日本語教室等の情報提供を行う「一般相談」と家族の呼び寄せや婚姻、法律、在留資格等に関する相談を受ける「専門相談」に多言語の相談員を配置し、外国人相談窓口の実施及び情報提供を行った。 ●一般相談： センター開館日9:30～17:00 センター窓口 ●専門相談： 第1、3水曜日11:00～15:00 センター内民間団体活動室 ※平成29年度 一般相談受付件数：18件 専門相談受付件数：16件 合計34件 ・国際関係機関や国内外のNGO、市民と協力して、相互理解を深めるための学習機会や国際交流機会について、霞城セントラル内にある国際交流センターの掲示板や資料コーナーでの情報提供を行った。	523	・外国人相談窓口の実施及び情報提供を行う。 ・国際関係機関や国内外のNGO、市民と協力して、相互理解を深めるための学習機会や情報の提供を行う。 ・ボランティア活動に関する情報の提供とネットワークづくりへの支援を行う。 ・国際交流活動を行う市民等への支援を行う。	・外国人相談窓口を引き続き実施し、外国人市民が暮らしやすい環境支援を行う。	国際交流センター
3 2 3 3	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します	高齢者・障がい者・ひとり親・外国人・様々な困難を抱える女性等が自分らしく暮らせる環境の整備促進	外国人市民に対する支援と多文化共生の意識の高揚づくり	・ボランティア、NPO活動に関する相談、情報提供の充実	・市民活動支援センターが、指定管理業務(H20～)を通じて継続実施した。 センター登録343団体	—	・市民活動支援センターが、指定管理業務(H30～H39)を通じて実施する。	・利用者からのアンケート等による利用者ニーズの分析を行い、利用者ニーズに対応できるセンターの運営に取り組んでいく。	企画調整課
3 2 3 4	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します	高齢者・障がい者・ひとり親・外国人・様々な困難を抱える女性等が自分らしく暮らせる環境の整備促進	性同一性障がいのある人などへの支援	・性的マイノリティに関する理解促進と情報提供	・男女共同参画センターにおいて、性的マイノリティに関する参考図書の特設コーナーを設け、図書の充実を図るとともに、貸出など情報提供を行った。 ・男女共同参画情報紙「ぶらーな」において性的マイノリティに関する記事を掲載し、啓発を行った。	16	・性的マイノリティに関する参考図書の貸出など情報提供を行う。 ・「(仮称)職員対応ガイドブック」を策定する。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
3 2 3 4	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します	高齢者・障がい者・ひとり親・外国人・様々な困難を抱える女性等が自分らしく暮らせる環境の整備促進	性同一性障がいのある人などへの支援	・学校教育における個別的支援	・性同一性障がい等LGBTに関する調査を実施した。	—	・個別の状況に応じた適切な支援を実施する。	・研修会等で働きかける。	学校教育課

(2) 平成29年度実施事務事業及び平成30年度取組み(予定)の事務事業

第3次 位置付	目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	平成29年度 実施事務事業	平成29年度 執行額 (千円)	平成30年度 取組み(予定)の事務事業	今後に向けての取組み	担当課
3 2 3 4	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を促進します	高齢者・障がい者・ひとり親・外国人・様々な困難を抱える女性等が自分らしく暮らせる環境の整備促進	性同一性障がいのある人などへの支援	・国民健康保険被保険者証における性別の表記方法の変更	・国民健康保険被保険者証の斉更新時において、裏面に戸籍上の性別を表記のうえ被保険者証を交付した。	—	・国民健康保険被保険者証交付申請時において、申請者から性別表記についての相談があれば、被保険者証の裏面に戸籍上の性別を表記のうえ交付する。 ・国民健康保険被保険者証の斉更新時において、裏面に戸籍上の性別を表記のうえ被保険者証を交付する。	・継続して実施する。	国民健康保険課
3 3 1 1	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	男女の互いの性への理解と、生涯にわたる健康づくりを推進します	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての意識の浸透	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発	・男女共同参画センターにおける助産師による相談の実施	・男女共同参画センターにおいて、助産師による「女性の思春期から更年期までの相談」を行った。 (相談件数：78件)	10	・助産師による「女性の思春期から更年期までの相談」を行う。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
3 3 1 1	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	男女の互いの性への理解と、生涯にわたる健康づくりを推進します	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての意識の浸透	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発	・保健センターにおける窓口相談や電話相談、家庭訪問等、各保健事業の中での普及・啓発	①窓口相談や電話相談対応。 ②ママ/い教室で講話を実施。 年12回 参加人数1,299人(再掲：夫の参加608人、その他9人) ③妊婦健康診査事業を実施。 延21,869件、償還払い 延1,043件 ④山形市特定不妊治療費助成事業を実施。 延255件 ⑤家庭訪問、電話・来所相談、関係機関との連携による訪問相談事業の実施 ・母子保健相談支援事業 通年 ・こんには赤ちゃん訪問 780件 ・育児支援家庭訪問等を含む訪問指導(妊産婦延1,375件、未熟児を除く新生児 延14人、未熟児 延206人、乳児 延1,155人、幼児 延57人、その他 延3人)	④特定不妊治療費助成事業 22,214	・保健センターにおける窓口相談や電話相談、家庭訪問等、各保健事業の中での普及・啓発	・継続して実施する。	健康課
3 3 1 2	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	男女の互いの性への理解と、生涯にわたる健康づくりを推進します	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての意識の浸透	母性保護に関する指導の充実	・保健センターを拠点とした妊婦及び乳幼児健康相談事業、母子の健康や育児についての情報提供の充実 ・こんには赤ちゃん事業、育児支援家庭訪問事業の充実	①保健センターを拠点とした妊婦及び乳幼児健康相談事業、母子の健康や育児についての情報提供 ・母子保健相談支援事業 通年 ・子育てはあと相談年44回 利用者数 実76人 延82人 ②こんには赤ちゃん事業、育児支援家庭訪問事業 ・こんには赤ちゃん事業 780人 ・育児支援家庭訪問等を含む訪問指導(妊産婦延1,225人、未熟児を除く新生児延23人、未熟児延170人、乳児延1,033人、幼児延69人、その他延7人)	—	・保健センターを拠点とした妊婦及び乳幼児健康相談事業、母子の健康や育児についての情報提供 ・こんには赤ちゃん事業、育児支援家庭訪問事業	・継続して実施する。	健康課
3 3 1 2	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	男女の互いの性への理解と、生涯にわたる健康づくりを推進します	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての意識の浸透	母性保護に関する指導の充実	・助産の実施及び制度の周知	・該当者への適切な情報提供や関係機関等を通じての助産制度等の周知を図った。 ・具体的なケースへの対応 (2件)	858	・維持実施	・維持実施	こども保育課
3 3 1 2	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	男女の互いの性への理解と、生涯にわたる健康づくりを推進します	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての意識の浸透	母性保護に関する指導の充実	・国・県と連携した職場における母性健康管理の啓発 ・母性保護休暇制度等の周知	・国等の担当部局の作成するポスターやチラシの、掲示、配布等の協力を行い啓発を図った。	—	・国等の担当部局の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い会へ津を図る。	・引き続き啓発を図る。	雇用創出課

(2) 平成29年度実施事務事業及び平成30年度取組み(予定)の事務事業

第3次 位置付	目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	平成29年度 実施事務事業	平成29年度 執行額 (千円)	平成30年度 取組み(予定)の事務事業	今後に向けての取組み	担当課
33221	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	男女の互いの性への理解と、生涯にわたる健康づくりを推進します	生涯を通じた健康保持増進対策の推進	ライフステージに応じた心身の健康支援の充実	・地域及び保健センターを拠点にしたライフステージにあわせた健康づくり事業等の実施 ・心の健康づくりに関する情報提供の充実 ・地域における「心」の健康教育・健康相談事業の実施 ・全庁的な自殺対策の推進を図るための関係課等連絡会議の開催	・自殺対策強化事業として、庁内関係課等連絡会の開催(1回、関係7課)、ゲートキーパー講座(5回、507人)、普及啓発事業(2回、1,000人)、メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」サイトを導入した(アクセス者:37,370件/年) ・骨密度測定、骨粗しょう症・ロコモ予防教室、運動不足解消講座、こころからのリラックス講座、生活習慣病予防講座、ストレッチ体操・健康ウォーキング体験・ロコモ予防体操等保健センター等を会場に健康教育・健康相談を実施。 ・健康づくり活動のボランティアとして、食生活改善推進員、運動普及推進員を養成、更に協議会活動を支援し健康づくりを推進した。 ・楽しみながら健康づくりに取り組む機会を提供するため、やまがたし健康ベニレーションを実施した。	自殺対策強化事業 2,044 地域保健対策事業 1,333 健康づくり市民ボランティア活動活性化事業 1,898	・自殺対策強化事業として、ゲートキーパー講座等の人材育成、啓発普及事業等を実施する。また、本市の自殺対策の課題と取り組むべき方針を定め、対策を推進するための自殺対策計画を策定する。 ・骨密度測定、骨粗しょう症・ロコモ予防教室、運動不足解消講座、こころからのリラックス講座、生活習慣病予防講座、ストレッチ体操・健康ウォーキング体験・ロコモ予防体操等保健センター等を会場に健康教育・健康相談を実施する。 ・健康づくり活動のボランティアとして、食生活改善推進員、運動普及推進員を養成、更に協議会活動を支援し健康づくりを推進する。 ・楽しみながら健康づくりに取り組む機会を提供するため、やまがたし健康ベニレーションを実施する。	継続して実施する。	健康課
33221	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	男女の互いの性への理解と、生涯にわたる健康づくりを推進します	生涯を通じた健康保持増進対策の推進	ライフステージに応じた心身の健康支援の充実	・働く女性の家における健康および育児に関する相談事業の実施	・看護師による健康に関する相談日を月4回開催、延べ11人の健康相談を行った。	—	・保健指導員による健康に関する相談日を月6回開催のほか、必要に応じて実施する予定である。	・広報やまがた市ホームページ等にて、広く周知する。	福祉文化センター
33221	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	男女の互いの性への理解と、生涯にわたる健康づくりを推進します	生涯を通じた健康保持増進対策の推進	ライフステージに応じた心身の健康支援の充実	・男女共同参画センターにおける健康相談事業の実施	・男女共同参画センターにおいて、助産師による「女性の思春期から更年期までの相談」を行った。 (相談件数:78件)	10	・助産師による「女性の思春期から更年期までの相談」を行う。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
33221	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	男女の互いの性への理解と、生涯にわたる健康づくりを推進します	生涯を通じた健康保持増進対策の推進	ライフステージに応じた心身の健康支援の充実	・思春期、妊娠・出産期、更年期・高齢期における健康支援 ・麻薬等についての知識の普及と相談事業の充実 ・職場や公共空間における禁煙の推進	・男女共同参画センターにおいて、助産師による「女性の思春期から更年期までの相談」を行った。 (相談件数:78件)	10	・助産師による「女性の思春期から更年期までの相談」を行う。	・継続して実施する。	全庁
33222	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	男女の互いの性への理解と、生涯にわたる健康づくりを推進します	生涯を通じた健康保持増進対策の推進	性に関する教育の充実	・保健センターにおけるエイズ・性感染症に関する情報提供の充実 ・保健センターにおける思春期保健支援事業の実施	・保健センターにおけるエイズ・性感染症に関する情報提供 ・思春期保健支援事業	—	・保健センターにおけるエイズ・性感染症に関する情報提供 ・思春期保健支援事業	・継続して実施する。	健康課
33222	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	男女の互いの性への理解と、生涯にわたる健康づくりを推進します	生涯を通じた健康保持増進対策の推進	性に関する教育の充実	・各学校における「いのちの学習」の確実な実践の推進 ・教職員に対する研修会の開催 ・研究モデル校の拡充	・「いのちの学習研修会」:年2回開催、小・中・高等学校教諭、養護教諭、保護者対象。 ・「いのちの学習懇談会」:年1回開催、学校での「いのちの学習」のとりえ方や内容について推進委員より指導助言をいただいた。	63	・いのちの学習研修会を開催する ・いのちの学習推進懇談会を開催する	・「いのちの学習研修会」では、多くの保護者や教職員からの参加を得られるよう働きかける。 ・いのちの学習推進懇談会では推進委員より学校においてのいのちの学習の推進についてご指導ご助言をいただき生かしていく。	スポーツ保健課
33222	Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	男女の互いの性への理解と、生涯にわたる健康づくりを推進します	生涯を通じた健康保持増進対策の推進	性に関する教育の充実	・学校における相談機能の充実	・人間尊重を基本とし、自他の生命を尊重する心や態度を育成することを柱にした「いのちの教育」の実践。 ・教職員やスクールカウンセラー等による組織的な相談体制が整備されている。	—	・人間尊重を基本とし、自他の生命を尊重する心や態度を育成することを柱にした「いのちの教育」の実践する。 ・教職員やスクールカウンセラー等による組織的な相談体制が整備する。	・校長会、教頭会で働きかける。	学校教育課

(2) 平成29年度実施事務事業及び平成30年度取組み(予定)の事務事業

第3次 位置付	目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	平成29年度 実施事務事業	平成29年度 執行額 (千円)	平成30年度 取組み(予定)の事務事業	今後に向けての取組み	担当課
4-1-1-1	IV 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	男女間の暴力の根絶に向けた意識づくりを促進します	暴力の根絶についての啓発と再発防止に向けた取り組みの推進	人権尊重の意識の形成	・男女共同参画センターにおける人権尊重の意識を高めるための講座の開催	・男女共同参画センターにおいて、DV防止講座(3回)を実施した。 ・市内中学校(山形市立第八中学校、山形市立蔵王第二中学校)において「いのち」に関する出前講座を実施した。 (DV防止講座受講者:65名、出前講座受講者:81名)	99	・DV防止講座(3回)、市内小・中学校(4校予定)において「いのち」に関する出前講座を実施する。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
4-1-1-2	IV 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	男女間の暴力の根絶に向けた意識づくりを促進します	暴力の根絶についての啓発と再発防止に向けた取り組みの推進	DVなどの暴力の防止に向けた啓発	・男女共同参画センターにおけるDV防止関連講座の開催 ・「女性に対する暴力をなくす運動」週間に合わせた市民参加型の展示等の実施	・男女共同参画センターにおいて、DV防止講座(3回)を実施した。 ・市内中学校(山形市立第八中学校、山形市立蔵王第二中学校)において「いのち」に関する出前講座を実施した。 (DV防止講座受講者:65名、出前講座受講者:81名) ・「女性に対する暴力をなくす運動」週間に合わせて、市役所及び男女共同参画センターにおいてポスターの展示及び市民参加型の展示を実施した。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」週間に合わせて、街頭でポケットティッシュを配り、啓発を図った。	393	・DV防止講座(3回)、市内小・中学校(4校予定)において「いのち」に関する出前講座を実施する。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」週間に合わせて、市役所及び男女共同参画センターにおいてポスターの展示及び市民参加型の展示を実施する。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」週間に合わせて、街頭でポケットティッシュを配り、啓発を図る。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
4-1-1-3	IV 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	男女間の暴力の根絶に向けた意識づくりを促進します	暴力の根絶についての啓発と再発防止に向けた取り組みの推進	児童虐待や子どもを対象とした犯罪の防止に向けた啓発	・予防対策としての相談の実施 ・早期発見に向けた乳幼児健康診査・訪問指導等の実施 ・具体的ケースに応じた訪問指導・関係機関との連携	①予防対策(育児に関する講話や相談での虐待防止啓発を実施) ・子育てはあと相談 年44回 利用者数 実76人 延82人 ・子育て支援センター等での健康教育相談 年26回 ②早期発見(乳幼児健康診査等での虐待防止啓発を実施) ・4か月児健康診査 通年1850人 ・9か月児健康診査 通年 1850人 ・1歳6か月健康診査 年57回 1941人 ・3歳児健康診査 年59回 1965人 ・幼児発達相談 年26回 実102人 延110人 ③早期対応(家庭訪問、電話・来所相談、関係機関との連携による虐待防止啓発を実施) ・母子保健相談支援事業 通年 ・こんには赤ちゃん訪問 780件 ・育児支援家庭訪問等を含む訪問指導(妊産婦 延1,375件、未熟児を除く新生児 延14人、未熟児 延206人、乳児 延1,155人、幼児 延57人、その他 延3人) ・要保護児童対策地域協議会 代表者会議 年1回、実務者会議 年12回 ・地区民生委員児童委員協議会の定例会議等への参加 ・学校保健委員会への参加	①母子保健対策事業 209,324 ②母子保健相談支援事業 8,739 ③育児支援家庭訪問事業 17,244	①予防対策(育児に関する講話や相談での虐待防止啓発) ・子育てはあと相談 年24回 ・子育て支援センター等に地域に向いての講話や育児相談 ②早期発見(乳幼児健康診査等での虐待防止啓発) ・4か月児健康診査 通年 ・9か月児健康診査 通年 ・1歳6か月健康診査 年58回 ・3歳児健康診査 年59回 ・幼児発達相談 年25回 ③早期対応(家庭訪問、電話・来所相談、関係機関との連携による虐待防止啓発) ・母子保健相談支援事業 ・こんには赤ちゃん訪問 ・育児支援家庭訪問 ・乳幼児健康診査未受診訪問 ・電話相談 ・来所相談 ・要保護児童対策地域協議会への参加・情報提供、ケースカンファレンス ・地区民生委員児童委員協議会の定例会議等への参加 ・学校保健委員会への参加	・継続して実施する。	健康課
4-1-1-3	IV 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	男女間の暴力の根絶に向けた意識づくりを促進します	暴力の根絶についての啓発と再発防止に向けた取り組みの推進	児童虐待や子どもを対象とした犯罪の防止に向けた啓発	・児童虐待の防止に向けた啓発 ・具体的なケースへの相談対応と関係機関との連携 ・山形市要保護児童対策地域協議会の運営	・児童福祉週間、児童虐待防止防止月間でパネル展示を行うとともに、電話相談周知用チラシを関係機関へ配布した。 ・児童相談件数(新規)545件 ・山形市要保護児童対策地域協議会において関係機関と連携し対応した。代表者会議年1回、実務者会議月1回、個別ケース検討会59回	344	・維持実施	・維持実施	こども保育課
4-1-1-3	IV 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	男女間の暴力の根絶に向けた意識づくりを促進します	暴力の根絶についての啓発と再発防止に向けた取り組みの推進	児童虐待や子どもを対象とした犯罪の防止に向けた啓発	・学校・関係機関との連携の継続	・学校や関係機関等と連携し、児童虐待の防止と早期発見に、全力で取り組んでいる。 ・教員への啓発のため、生徒指導連絡会等で研修の機会をもった。	—	・学校や関係機関等と連携し、児童虐待の防止と早期発見に、全力で取り組む。 ・教員への啓発のため、生徒指導連絡会等で研修の機会をもつ。	・関係機関との連携を図る。	学校教育課

(2) 平成29年度実施事務事業及び平成30年度取組み(予定)の事務事業

第3次 位置付	目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	平成29年度 実施事務事業	平成29年度 執行額 (千円)	平成30年度 取組み(予定)の事務事業	今後に向けての取組み	担当課
4-1-1-3	IV 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	男女間の暴力の根絶に向けた意識づくりを促進します	暴力の根絶についての啓発と再発防止に向けた取り組みの推進	児童虐待や子どもを対象とした犯罪の防止に向けた啓発	・青少年指導センターにおける街頭指導の実施 ・携帯電話等への子ども安全情報配信システムの運用	・青少年指導センター指導委員による街頭指導を実施した。 ・ 従事した指導委員 述べ 2,137人 指導・声がけ人数 5,009人 ・「子ども安全情報配信システム」による緊急情報の配信を実施した。 登録件数 10,733件 配信件数 10件	2,720	・引き続き、街頭指導と共に、少年相談(電話・メール・来所)を実施し、少年非行の防止活動を展開する。 ・引き続き、システム登録者へ、児童生徒が不審者による声掛け等の被害に遭った事案を配信する。	・継続して実施する	社会教育青少年課
4-1-1-4	IV 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	男女間の暴力の根絶に向けた意識づくりを促進します	暴力の根絶についての啓発と再発防止に向けた取り組みの推進	男女共同参画の視点に立った表現の浸透(再掲)	・市が制作に関わるTV・ラジオ等の番組に人権尊重の視点を取り入れるような啓発 ・メディア・リテラシーの向上のための広報、啓発	・山形市男女共同参画推進条例第8条に基づいて、パンフレット等を窓口や本庁1階の刊行物コーナーに設置し、啓発を行う。 ・男女共同参画情報紙「ぶらーな」等において、人権尊重、男女共同参画への配慮を求める記事を掲載した。	429	・山形市男女共同参画推進条例第8条に基づいて、パンフレット等を窓口や本庁1階の刊行物コーナーに設置し、啓発を行う。 ・男女共同参画情報紙「ぶらーな」等において、人権尊重、男女共同参画への配慮を求める記事を掲載する。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
4-1-2-1	IV 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	男女間の暴力の根絶に向けた意識づくりを促進します	若年層に対する啓発活動の実施	性的商品化の防止	・「いのちの学習」の時間を中心とした性犯罪・売買春防止のための啓発	・計画訪問において「いのちの学習」計画の提出	—	・計画訪問において「いのちの学習」計画の提出	・自他のいのちの大切に生きる力を育成していくことができるよう確認していく	スポーツ保健課
4-1-2-1	IV 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	男女間の暴力の根絶に向けた意識づくりを促進します	若年層に対する啓発活動の実施	性的商品化の防止	・学校教育指導計画訪問及び要請訪問による支援	・人間尊重を基本とし、自他の生命を尊重する心や態度を育成することを柱にした「いのちの教育」の実践。	—	・人間尊重を基本とし、自他の生命を尊重する心や態度を育成することを柱にした「いのちの教育」の実践する。	・計画訪問等により指導する。	学校教育課
4-1-2-1	IV 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	男女間の暴力の根絶に向けた意識づくりを促進します	若年層に対する啓発活動の実施	性的商品化の防止	・有害な違法簡易広告物(ピンクチラシ等)の除去及び有害図書類等自動販売機の撤去促進	・有害違法簡易広告物の監視を実施した。 ・有害図書類等の調査を8月の地区街頭指導にあわせ実施した。 コンビニ 138カ所 書店 14カ所 その他 37カ所	—	・引き続き、違法簡易広告物や有害図書類等自動販売機の設置の監視に努める。	・継続して実施する	社会教育青少年課
4-1-2-2	IV 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	男女間の暴力の根絶に向けた意識づくりを促進します	若年層に対する啓発活動の実施	学校におけるDV及びデートDV予防教育の実施	・小・中学生向け出前講座の実施 ・高校生向けデートDV予防教育の実施	・男女共同参画センターにおいて、市内中学校(山形市立第八中学校、山形市立蔵王第二中学校)において「いのち」に関する出前講座を実施した。 (出前講座受講者:81名) ・若年層向けデートDVパンフレットを作成し、1,500部を配布した。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」週間に合わせて、街頭でポケットティッシュを配り、啓発を図った。	16	・市内小・中学校(4校程度)において、「いのち」に関する出前講座を実施する。 ・若年層向けデートDVパンフレットを作成し、2,000部を配布予定。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」週間に合わせて、街頭でポケットティッシュを配り、啓発を図った。	・出前講座について、開催校の選定、講師の派遣等に関し、関係機関と連携して実施していく。	男女共同参画センター
4-2-1-1	IV 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	DV相談体制の強化と被害者支援の充実を図ります	安心して相談できる体制の整備	DV相談体制の充実	・女性相談員の配置	・女性相談員(母子父子自立支援員と兼務)を1名配置し、婦人相談及びDV相談を行った。 ・延相談人員 171名(うちDV相談82名)	2,386	・維持実施	・女性相談員を専任で配置し、体制強化を図る。	こども保育課
4-2-1-1	IV 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	DV相談体制の強化と被害者支援の充実を図ります	安心して相談できる体制の整備	DV相談体制の充実	・外国人被害者に対しての通訳等の支援	・必要時、外国人被害者に対して通訳等の支援を行った。 ※平成29年度 受付件数:2件	—	・必要時、外国人被害者に対して通訳等の支援を行う。	・支援を求める被害者が来たときに、必要な支援を提供出来るような体制を整える。	国際交流センター
4-2-1-1	IV 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	DV相談体制の強化と被害者支援の充実を図ります	安心して相談できる体制の整備	DV相談体制の充実	・DV相談窓口担当者への研修の充実	・DV対策の専門家を招聘し、市・定住自立圏構想による2市2町・福祉施設に呼びかけて相談窓口研修会を実施した。 (参加人数:32名) ・DV被害者支援ガイドを作成し、関係所属等に配布した。	91	・DV対策の専門家を招聘し、市・定住自立圏構想による2市2町・福祉施設に呼びかけて相談窓口研修会を実施する。 ・DV被害者支援ガイドについて、制度改正等に対応した修正を行う。	・継続して実施する。	男女共同参画センター

(2) 平成29年度実施事務事業及び平成30年度取組み(予定)の事務事業

第3次 位置付	目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	平成29年度 実施事務事業	平成29年度 執行額 (千円)	平成30年度 取組み(予定)の事務事業	今後に向けての取組み	担当課
4-2-1-1	IV 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	DV相談体制の強化と被害者支援の充実を図ります	安心して相談できる体制の整備	DV相談体制の充実	・適切な情報提供と対応の実施 ・関係機関との連携強化	・相談内容に応じて、各種支援窓口の案内や関係機関と連携して相談対応を行った。 ・住所閲覧防止届出情報を迅速に共有し、DV被害者等の住所漏洩防止を図った。	—	・相談内容に応じて、各種支援窓口の案内や関係機関と連携して相談対応を行う。 ・住所閲覧防止届出情報を迅速に共有し、DV被害者等の住所漏洩防止を図る。	・継続して実施する。	相談を受ける関係各課
4-2-1-2	IV 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	DV相談体制の強化と被害者支援の充実を図ります	安心して相談できる体制の整備	DV相談窓口の周知	・様々な機会及び媒体を利用した周知広報	・「女性に対する暴力をなくす運動」週間に合わせ、街頭でポケットティッシュを配り、啓発を図った。	151	・「女性に対する暴力をなくす運動」週間に合わせ、街頭でポケットティッシュを配り、啓発を図る。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
4-2-2-1	IV 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	DV相談体制の強化と被害者支援の充実を図ります	DV被害者への支援	DV被害者支援体制の充実	・住民基本台帳法事務等における支援	・住民票の閲覧及び発行禁止と、戸籍の附票の発行禁止の入り 支援措置申出件数：86件	—	・住民票の閲覧及び発行禁止と、戸籍の附票の発行禁止の入り	・継続して実施する。	市民課
4-2-2-1	IV 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	DV相談体制の強化と被害者支援の充実を図ります	DV被害者への支援	DV被害者支援体制の充実	・障がい者虐待の被害者支援	・障がい福祉課への虐待に関する相談件数 5件	221	・障がい者虐待の被害者支援	・障がい者である被害者への支援【継続実施】	障がい福祉課
4-2-2-1	IV 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	DV相談体制の強化と被害者支援の充実を図ります	DV被害者への支援	DV被害者支援体制の充実	・外国人被害者に対する支援	・外国人相談窓口の実施及び情報提供を行った。	—	・外国人相談窓口の実施及び情報提供を行う。 ・母子健康等に関する通訳・翻訳への協力を行う。	・必要な支援を提供出来るような体制を整える。	国際交流センター
4-2-2-1	IV 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	DV相談体制の強化と被害者支援の充実を図ります	DV被害者への支援	DV被害者支援体制の充実	・地域包括支援センターなどによる高齢者虐待の被害者支援	・地域包括支援センター設置法人に対する包括的支援事業の実施の委託(13箇所)	282,018	・地域包括支援センターなどによる高齢者虐待の被害者支援【継続実施】	・継続実施	長寿支援課
4-2-2-1	IV 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	DV相談体制の強化と被害者支援の充実を図ります	DV被害者への支援	DV被害者支援体制の充実	・県配偶者暴力相談支援センターとの連絡調整 ・心のケア	・男女共同参画センターにおいて、女性カウンセラーによる一般相談(心のケア等)を実施した。 (相談件数：312件)	1,826,604	・男女共同参画センターにおいて、女性カウンセラーによる一般相談(心のケア等)を実施する。	・継続して実施する。	男女共同参画センター
4-2-2-1	IV 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	DV相談体制の強化と被害者支援の充実を図ります	DV被害者への支援	DV被害者支援体制の充実	・県配偶者暴力相談支援センターとの連絡調整 ・心のケア	・県配偶者暴力相談支援センター、関係機関との連絡調整を図りながら、安全確保できるように適切な支援に努めた。	—	・県配偶者暴力相談支援センター、関係機関との連絡調整を図りながら、安全確保できるように適切な支援を行っていく。	・引き続き、関係機関とのスムーズな連携に努めていく。	相談を受ける関係各課
4-2-2-2	IV 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	DV相談体制の強化と被害者支援の充実を図ります	DV被害者への支援	自立に向けた住居・生活・経済面等の支援	・国民年金の支援	・手続き先として日本年金機構を案内する	—	・手続き先として日本年金機構を案内する	・職員への周知に努める	市民課
4-2-2-2	IV 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	DV相談体制の強化と被害者支援の充実を図ります	DV被害者への支援	自立に向けた住居・生活・経済面等の支援	・国民健康保険等の支援	・国民健康保険等の加入の支援【継続実施】	—	・国民健康保険等の加入の支援	・継続して実施する。	国民健康保険課

(2) 平成29年度実施事務事業及び平成30年度取組み(予定)の事務事業

第3次 位置付	目標	基本方針	施策の方向	具体的施策	計画の事務事業内容	平成29年度 実施事務事業	平成29年度 執行額 (千円)	平成30年度 取組み(予定)の事務事業	今後に向けての取組み	担当課
4-2-2-2	IV 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	DV相談体制の強化と被害者支援の充実を図ります	DV被害者への支援	自立に向けた住居・生活・経済面等の支援	・生活困窮者への経済支援	生活保護の実施	-	生活保護の実施	生活保護の実施	生活福祉課
4-2-2-2	IV 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	DV相談体制の強化と被害者支援の充実を図ります	DV被害者への支援	自立に向けた住居・生活・経済面等の支援	・保育施設などの利用に関する支援	・DV相談者について保育施設利用などに関する支援を行った。	-	・維持実施	・維持実施	子ども保育課
4-2-2-2	IV 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	DV相談体制の強化と被害者支援の充実を図ります	DV被害者への支援	自立に向けた住居・生活・経済面等の支援	・児童手当の支給	・児童手当の支給、児童を養育するDV被害者に対する児童手当の支給に係る相談・支援	3,615,515	・児童を養育するDV被害者の経済的支援のため、児童手当の支給に係る相談、支援を継続して実施する。	・児童を養育するDV被害者の経済的支援のため、児童手当の支給に係る相談、支援を継続して実施する。	子ども福祉課
4-2-2-2	IV 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	DV相談体制の強化と被害者支援の充実を図ります	DV被害者への支援	自立に向けた住居・生活・経済面等の支援	・医療証の交付などの支援	①親子健やか医療証：児童を養育するDV被害者をひとり親として、対象要件に加える。 ②子ども医療証：DVにより被害等を受けている場合は、送付先の変更等の相談を受ける。	-	①親子健やか医療の対象要件に児童を養育するDV被害者をひとり親として加え、医療証を交付することにより、生活の安定と自立の促進を図る。(裁判所通知等要件有り) ②子ども医療証の交付を受けている児童や交付申請を行った児童がDVにより被害等を受けている場合は、医療証の送付先変更等の相談を受ける。	・継続して事業を実施する。	子ども福祉課
4-2-2-2	IV 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	DV相談体制の強化と被害者支援の充実を図ります	DV被害者への支援	自立に向けた住居・生活・経済面等の支援	・就労に関する相談等の支援	・国等の担当部局の作成するポスターやチラシの、掲示、配布等の協力を行い啓発を図った。	-	・国等の担当部局の作成するポスターやチラシの掲示、配布等の協力を行い会へ津を図る。	・引き続き啓発を図る。	雇用創出課
4-2-2-2	IV 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	DV相談体制の強化と被害者支援の充実を図ります	DV被害者への支援	自立に向けた住居・生活・経済面等の支援	・住宅確保の支援	・住宅確保の支援	-	・住宅確保の支援	・要援護世帯として、毎月の募集において優先入居ができるよう継続して実施していく。	管理住宅課
4-2-2-2	IV 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	DV相談体制の強化と被害者支援の充実を図ります	DV被害者への支援	自立に向けた住居・生活・経済面等の支援	・児童・生徒の就学等に関する支援	・DV被害者特例による児童生徒の就学支援と、それに関わる相談を常時受け付けている。	-	・DV被害者特例による児童生徒の就学支援と、それに関わる相談を常時受け付ける。	・相談体制の充実を図る。	学校教育課
4-2-2-3	IV 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	DV相談体制の強化と被害者支援の充実を図ります	DV被害者への支援	支援団体との協働	・被害者支援団体と連携した支援	・必要に応じて被害者支援団体と連携を行った。	-	・必要に応じて被害者支援団体と連携を行う。	・継続して実施する。	男女共同参画センター

IV 審議会等(法令及び条例に基づく附属機関)の女性委員比率

H30. 3. 31現在

No.	部名	課名	審議会等の名称	任期終了	委員総数 (人)	女性委員 (人)	女性委員 比率(%)	前回 (%)	備考
1	総務部	総務課	山形市名誉市民選考審査会	—	—	—	—	—	必要時委嘱
2		職員課	山形市特別職報酬等審議会	—	—	—	—	—	必要時委嘱
3		行革推進課	山形市行政不服審査会	H31.5.31	5	1	20.0	20.0	
4		防災対策課	山形市防災会議	H30.3.31	50	2	4.0	4.0	
5			山形市国民保護協議会	H30.3.31	53	1	1.9	1.9	
総務部計				3	108	4	3.7	3.7	
6	企画調整部	男女共同参画センター	山形市男女共同参画審議会	H31.3.31	15	10	66.7	53.3	
7			山形市男女共同参画センター運営委員会	H30.3.31	11	7	63.6	63.6	
企画調整部計				2	26	17	65.4	57.7	
8	市民生活部	市民課	山形市住居表示委員会	H31.7.23	10	2	20.0	20.0	
9			山形市交通安全対策会議	なし	19	1	5.3	5.3	
10		消費生活センター	山形市消費生活審議会	H31.3.31	10	6	60.0	60.0	
11		市民相談課	山形市個人情報保護制度運営審議会	H30.12.7	10	5	50.0	50.0	
12			山形市情報公開・個人情報保護審査会	H30.6.30	5	2	40.0	40.0	
13		国民健康保険課	山形市国民健康保険運営協議会	H31.8.9	14	6	42.9	50.0	
14		健康課	山形市予防接種健康被害調査委員会	H31.9.21	6	1	16.7	16.7	
市民生活部計				7	74	23	31.1	32.4	
15	環境部	環境課	山形市環境審議会	H31.12.20	18	8	44.4	38.9	
16			山形市空き缶等散乱防止審査会	—	—	—	—	—	必要時委嘱
17		ごみ減量推進課	山形市清掃問題審議会	H31.3.31	12	5	41.7	50.0	
環境部計				2	30	13	43.3	43.3	
18	福祉推進部	長寿支援課	山形市老人ホーム入所判定委員会	H31.3.31	5	1	20.0	20.0	
19		生活福祉課	山形市福祉審議会	H30.10.31	20	9	45.0	50.0	
20			山形市民生委員推薦会	H31.9.30	14	5	35.7	35.7	推薦者
21		障がい福祉課	山形市障害支援区分判定審査会	H31.3.31	16	4	25.0	25.0	
22			山形市障がい者自立支援協議会	H31.3.31	18	7	38.9	50.0	
23		介護保険課	山形市介護認定審査会	H31.3.31	84	28	33.3	34.5	
24		福祉文化センター	山形市働く女性の会運営委員会	H30.3.31	10	8	80.0	50.0	
福祉推進部計				7	167	62	37.1	37.6	
25	子育て推進部	こども保育課	山形市子ども・子育て会議	H31.11.13	20	12	60.0	50.0	
子育て推進部計				1	20	12	60.0	50.0	
26	農林部	森林整備課	山形市森林整備推進協議会	H31.7.18	15	5	33.3	33.3	
27		地方卸売市場管理事務所	山形市公設地方卸売市場取引委員会	H30.3.31	15	0	0.0	0.0	
農林部計				2	30	5	16.7	16.7	
28	まちづくり推進部	河川道路整備課	山形市水防協議会	当該職	25	2	8.0	8.0	
29		道路維持課	山形市自転車等駐車対策協議会	H31.7.4	14	2	14.3	14.3	
30		建築指導課	山形市建築審査会	H31.9.17	7	2	28.6	28.6	
31		都市政策課	山形市都市計画審議会	H31.6.30	18	7	38.9	27.8	
32			山形市開発審査会	H31.4.26	7	3	42.9	42.9	
まちづくり推進部計				5	71	16	22.5	19.7	
33	教育委員会	学校教育課	山形市総合学習センター運営協議会	H31.5.21	10	3	30.0	30.0	
34		社会教育青少年課	山形市社会教育委員	H31.3.31	15	5	33.3	40.0	
35			山形市文化財保護委員会	H31.5.31	7	2	28.6	28.6	
36			山形市郷土館運営協議会	H31.3.31	8	3	37.5	25.0	
37			山形市青少年問題協議会	H30.5.31	26	5	19.2	23.1	
38		スポーツ保健課	山形市スポーツ推進審議会	H30.5.31	10	4	40.0	40.0	
39		少年自然の家	山形市少年自然の家運営協議会	H31.5.31	10	2	20.0	20.0	
40		図書館	山形市立図書館協議会	H31.5.31	12	6	50.0	58.3	
教育委員会計				8	98	30	30.6	32.7	
合計				37	624	182	29.2	28.8	1

は市長が委員等の審議会等

女性委員のいる委員会の割合97.3%(前回97.3%)